

こども青少年・教育委員会記録
【速報版】

令和7年8月26日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣言

- 大岩真善和委員長 初めに、傍聴人の皆様へ申し上げます。

本日は傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。傍聴に当たりましては受付の際にお渡しした注意事項を遵守していただくようお願ひいたします。

本日の委員につきまして一言申し上げます。本日は閉会中ではありますが、委員会の開催ということで皆様にお集まりいただきました。皆様御承知のとおり、このたび本市の教員がわいせつ事案の容疑で逮捕、起訴され、また、校長が電車内での盗撮容疑で地検に書類送検されるという極めて遺憾な事案が発生しております。加えて全国的にも教職員による盗撮やわいせつ行為などが相次いでおり、教育現場への信頼を大きく揺るがす事態となっております。こうした状況において、まずは本市が信頼を取り戻すために全力を挙げ具体的な行動を起こさなければなりません。

本市会といましても、学校が夏休みを終え子供たちが日常の学校生活を再開するこの時期に、できる限り再発防止に向けた議論を重ねることで、少しでも子供たちや保護者の皆様の不安を軽減したいとの思いから臨時の委員会を開催することといたしました。

これから当局より説明をいただきますが、委員の皆様には学校を安全・安心な環境とするためにどのような取組を進めるべきかなどについて、当局と共に知恵を出し合い議論することで、横浜のみならず他都市でも生かせるような効果的な対策につなげたいと考えております。議論を始めるに当たりまして、個別の事案に関する説明については既に司直の手に委ねられており、また、保護者保護などの観点から現時点では当局として明らかにできない部分もあることについては御理解いただき、建設的な議論となるよう御配慮いただければと思います。

それでは、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 学校を安全・安心な環境にするための総合対策パッケージについて

- 大岩真善和委員長 教育委員会関係の議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

学校を安全・安心な環境にするための総合対策パッケージについてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 下田教育長 よろしくお願いします。

それでは、本市の教員の不祥事を受けた学校を安全・安心な環境にするための総合対策パッケージについて御説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。

まず改めてこの場をお借りしまして、このたびの教員の不祥事の概要を説明するとともに、このような事態を引き起こしたことを改めておわびを申し上げます。

1の教員不祥事の概要のところを御覧いただきたいと思います。このたび本市の小学校教諭が盗撮や画像のSNSへの送信、不同意わいせつ行為により逮捕されるという極めて重大な不祥事が発生いたしました。

また、後ほど御説明いたしますが、本市の中学校の校長が盗撮により書類送検されるという事態が発生しており、児童生徒の健やかな成長を支える立場にある教員、校長がこのような事態を引き起こしたことは言

語道断であり許し難い行為であります。改めまして心より深くおわびを申し上げます。

改めて概要に沿って御説明をさせていただきます。本市の小学校教諭の事案についてですが、6月23日に盗撮等により、7月22日にはわいせつ行為等で再逮捕され、それぞれ起訴されております。現時点では接見がされておりませんが、事実関係が確認でき次第、厳正に処分をしてまいります。

3ページを御覧ください。次に（2）中学校校長の送検についてです。当該校長は6月13日に電車の中で女性2名を盗撮をし、戸部警察署に任意同行されています。その後、8月7日には横浜地検に書類送検されております。当該校長については、送検がなされたことと事実関係を明確に認めていることこれらを踏まえて、8月22日付で懲戒免職処分にしております。

それでは、4ページを御覧ください。さて、2の対策検討に当たっての考え方ですが、性暴力の被害に遭う事案の対策については、本市の事案に限定をすることなく他都市等での事案も視野に入れて、リスクを想定しながら総合的に検討を進めることといたしました。

検討に当たって考え方は4つでございます。まず、1ですが、不安解消に向けてスピード感が重要なのはもちろんですけれども、学校は学びの場であるとともに生活空間という機能もありますので、その点についても留意をして対策を検討します。

次に2ですが、様々な分野の有識者のアドバイスを受け、対策を実効性のあるものとするため、7月15日に有識者による対策検討委員会を立ち上げました。委員構成等は後ほど説明をいたします。

3ですが、不祥事防止については、既に民間での先行事例、文科省での研究例等様々なございますので、これらを参考例にして検討を効率的に進めることといたしました。

4ですが、学校現場の発案と子供の視点を尊重し検討することを大切にしました。一度実装した対策についても現場の声を勘案し、順次見直しをしていく考えでございます。

下段のスケジュールにつきましては、できることから速やかに実施する、このことを大切にし取組を進めてまいります。夏休み中にも実施可能な対策を講じ、児童生徒が安心できる環境で迎える、このことを指して取組を進めてまいりましたが、その後もできることを迅速に実施していく考えです。

最後に右の参考のところに今回の事案に関する社会背景として、スマートフォン等の撮影機器の進化、SNSの発達、さらに、わいせつ行為を理由とした教員等の懲戒免職処分、これが全国的にも増加していると、こうした背景を留意しながら対策について考え検討していくべきであるという有識者からのアドバイスも頂いているところでございます。

5ページを御覧ください。3、対策検討委員会委員についてですが、子どもの心理、犯罪学、子どもの権利擁護、教育、そしてリスク管理の専門家を7月15日付で委嘱をし、委員会を発足させ、8月14日に被害者の視点で若年女性支援等の活動をされている方を追加で委員の委嘱をいたしました。また、欄外のとおり委員以外のアドバイザーからも適宜助言を頂きながら進めております。

6ページを御覧ください。4、対策強化の重層的アプローチについて御説明いたします。対策を実施するのは、採用前、採用時、採用後の3つの段階が考えられます。対策の検討に当たって専門家の御意見を左下に記載をしておりますが、犯罪をしづらい環境を整え、犯罪に至るリスクを軽減するために、一線を踏み越えない対策、そのことが重要であり、また採用の入り口の段階、性暴力を行う可能性があるそういうものを事前に見抜くということが大変難しいということ。採用後の段階で犯罪を起こしにくい環境をつくることに、それが大切であるという見解を頂いております。

こうした指摘を踏まえまして、今回、採用後の対策に最も注力して総合対策を立案しております。左上の第1段階は、採用前であり大学側での取組になりますが、本市と連携協定を結んで一緒に取組をしている横浜国立大学では、今回の事案を受けまして、教育養成プログラムにおいて、児童生徒性暴力防止に関する内容の充実に取り組んでいただいており、今後もさらに充実をさせ、カリキュラム化するということを伺っております。

このような養成課程と連携をし、取組が広がっていけば、本市のみならず全国的にも有益になるものと考えており、そうしたものにも力を入れていきたいと考えます。

その右の第2段階、採用時点については、これまで国データベースを活用することで、わいせつ事案の懲戒免職歴等は確認をしてきておりますが、これだけではいわゆる初犯を見極めることができません。従前から面接等においても、児童生徒に対する人権意識等を確認しているところですが、さらによりよい手法に関する研究も必要と考えております。

そして、右の第3段階、採用後の対策については、教職員向けのアプローチ、児童生徒に対するアプローチ、物理的アプローチと3つの観点から検討を進めました。

教職員アプローチについては、犯罪学的切り口による新たな研修、望ましい行動に自然に誘導する心理的手法である行動経済学のナッジの手法、ICTによるポップアップ型の注意喚起等を検討しています。

児童生徒に対するアプローチとしては、児童生徒が嫌だと思った場合にSOSを発信しやすくなるための学び、そして相談機能の充実等を検討しています。

さらに、物理的アプローチとして、校内の隠しカメラ等不審物の点検強化や私用端末やガイドラインの制定によるルールの明確化等を検討しています。

7ページを御覧ください。5、実施・検討中の主な対策についてですが、上から、教職員アプローチで5つ、児童生徒アプローチで4つ、物理的アプローチで4つの項目を掲載いたしました。半数は既に実施済み、または取組が始まっているものであり、他も年度内には一定の成果が見込まれると考えます。それぞれの取組の概略は次ページ以降で説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。教職員アプローチの1つ目として、犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくりに取り組みます。

資料の左側を御覧ください。まず対策の狙いと内容ですが、犯罪学の視点から人の行動特性や組織のリスク要因、再発防止策などについて学ぶ研修を、神奈川大学の新海教授を講師として実施をし、さらに、今、被害者目線から女性支援などの活動を行っている希咲委員、三菱UFJリサーチ&コンサルティング主任研究員の土方氏にも入っていただいて研修動画を作成をいたします。

この背景にある学校現場の声としては、教職員が議論をして対策を検討するきっかけになるそうした素材が欲しいという声があり、これに対する有識者からの助言では、学校現場を見直し、犯罪を起こさせない、起こしにくい環境をつくる、そのことが大切である、有効であるといった助言も受けております。

実施状況等については資料の右側を御覧ください。本日8月26日に、全学校長向けの管理職研修を実施することを皮切りに、新たに作成する3本の研修動画を活用して学校での議論を実施してまいります。

9ページを御覧ください。新たに製作した研修動画のシーンを掲載していますので御参照ください。

10ページを御覧ください。教職員アプローチの2つ目として、学校組織マネジメントと人材育成に取り組んでまいります。

対策の狙いと内容ですが、学校組織のマネジメントの在り方やリーダーシップの発揮、人材育成等について、対策検討委員である桐蔭学園の溝上理事長を講師として、研修を実施をいたします。内容ですが、不祥事を起さないための学校組織運営などを取り上げています。

学校現場の声では、安全・安心な授業づくりに向けての助言が欲しいなどの声があり、有識者からの助言では、管理職と教職員、教職員同士の対話の場は大切になる。メンターチームにおける活動等を充実できるとよいというような助言を頂きました。

実施状況等ですが、9月24日に校長・校長代理を対象に集合型で実施する予定です。

11ページを御覧ください。参考として本市教員の人材育成指標とメンターチームの取組を記載しております。

12ページを御覧ください。教職員アプローチの3つ目は、コミットメント型の啓発手法の展開です。

対策の狙いと内容ですが、先ほど触れましたけれども、望ましい行動を自然に誘導する新手法、行動経済学の知見を活用したコミットメント型のルールづくりを行い、教職員の意識変革、行動変容を目指しています。

学校現場では、児童生徒への宣言という形は、自制心を働かせる点で有意義であるという声も頂いています。

有識者からは、日本の行動経済学研究の第一人者である大阪大学の大竹文雄教授から、不適切な言動を抑止するには、ナッジの社会規範とコミットメントが有効でこれを活用していくことを助言頂いております。

実施状況については、夏休み明け以降にルールのフォーマットを作成し、順次、各校に展開をしてまいります。

13ページを御覧ください。1枚おめくりをいただきまして参考として類似をした取組事例である東京都のポスターを掲載しています。御覧のように教職員の行為を禁止するのではなく、教職員自身が子供たちに対して約束あるいは宣言をするというスタイルとなっております。本市ではさらに、デザインと相互理解の深まりの中で抑止効果を高めていくように、作成プロセス、これも重視しながら取組を進めていくことを検討しております。

14ページを御覧ください。教職員アプローチの4つ目は、ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信です。

対応の狙いと内容ですが、M365のチャンネル機能などICTを活用し、定期または不定期に不祥事防止のメッセージを発信をいたします。

学校現場からは、事務局からの働きかけを求める声が寄せられ、有識者からは先ほどの大竹教授から、教職員の目に留まりやすく、ポジティブな表現や構成とすることが効果的ではないかというアドバイスも頂いています。

実施状況等ですが、既に、7月31日、8月25日に不祥事防止メッセージを発信をし、職場で議論につなげているところでございます。

15ページを御覧ください。参考として7月に発信したメッセージを掲載いたしました。この上部にある白い文字のメッセージを学校現場や事務局からも募集をし、全校に配信することで、職員参加型の取組にしていきたいと思います。

16ページを御覧ください。教職員アプローチの5つ目は、教職員向けLINE相談窓口の開設です。

対策の狙いと内容ですが、平日夜間や休日にLINEアプリを活用した外部相談窓口を開設することで、教職員が心身の健康を保つための支援を実施します。

学校現場からは記載のとおり様々な意見が寄せられております。

有識者からの助言は、利用する年齢層に偏りが出ることが想定されるために、40から50歳代以降へのアプローチ、これも必要であるというアドバイスも頂きました。

実施状況等ですが、9月の開設を予定しております。

17ページを御覧ください。参考に、相談体制と案内チラシを掲載しております。

18ページを御覧ください。ここからは児童生徒アプローチになります。

その1つ目は、いのちの安全教育の推進です。

対策の狙いと内容ですが、児童生徒が、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達の段階に応じて身につけることで、性暴力の被害者、そして加害者、傍観者にならないよう、全市立学校でいのちの安全教育も推進していきたいと思います。

有識者からの助言では、丁寧に話を受け止めることで、声を上げていいんだよと伝えていく必要がある。そして、いのちの安全教育を教育課程上に位置づけるとともに、学校教育目標も関連づけてマネジメントすることが大切だと助言を頂きました。

実施状況等ですが、11月末までに全児童生徒に授業を実施いたします。また、授業では、相談窓口等の情報も提供することで個別の支援にもつなげていきます。

19ページを御覧ください。いのちの安全教育の概要を記載しております。

20ページを御覧ください。児童生徒アプローチの2つ目は、一人一台端末や専門職等を活用した子供たちのSOSの早期察知です。

対策の狙いと内容ですが、一人一台端末から、各学校のセクシュアルハラスメント相談窓口に申し込む仕組みを新規導入するほか、横浜StdyNaviで実施している毎日の健康観察におけるSOS観察機能も強化します。また、各種アンケートにおいて、性被害に関する項目を充実させるほか、被害児童生徒へのケアを、より丁寧に確実に行うために性暴力発生時の対応マニュアルの作成も進めます。

学校現場からは、性的な被害への対応の困難さもあり、一人一台端末から声を上げられる仕組みが望ましいといった声が挙げられています。

有識者からの助言としては、性被害は時間経過後に症状が発生するということもあるため、定期的な生活アンケートによって継続的な変化の観察も有効という助言を頂いています。

21ページを御覧ください。横浜StdyNaviの一人一台端末から、セクシュアルハラスメント相談窓口へアクセスする際のイメージ画像を掲載しております。

22ページを御覧ください。児童生徒アプローチの3つ目は、児童生徒向けの相談窓口の充実です。

対策の狙いと内容ですが、スクールソーシャルワーカー等が対応する、性被害に特化した相談窓口を設け、児童生徒が相談しやすい環境を整えることといたしました。

学校現場からは、夏休みになると学校ではSOSに気づきにくくなるので、電話やインターネットを活用した相談窓口が有効という声があり、有識者からはアンケートという手法もありますが、詳細な内容を聞く場合には、回答する方にかなりの負担がかかってくると、被害者によっては二次被害にもなりかねないといったことから、工夫をしていく必要があるという助言も頂きました。

実施状況及び今後の展開についてですが、夏休み前の7月22日に専門相談窓口を開設いたしました。また、今後は子供たちの心情や負担に配慮しながら、弁護士等の専門家に直接相談ができる体制の検討・実施も進めています。

23ページを御覧ください。こちらには相談窓口の案内チラシを掲載しております。子供たちでも分かりやすい、理解をしやすいように工夫をしております。

24ページを御覧ください。児童生徒アプローチの4つ目は、複数の教職員での見守り・相談体制です。

対策の狙いと内容ですが、児童生徒に複数の教員が関わることで、児童生徒の心の安定や教職員の児童生徒理解の向上を図り、組織的に子供たちを支えるためのチーム学年経営、チーム担任制を推進してまいります。

学校現場からは、今年度のチーム担任制試行校の声からもかなりの効果が期待できるということが伺えますし、有識者からは、子供たちの安心・安全という危機管理の面からも、チームティーチングや補助指導の促進という学びの面からも効果が期待できるとされています。

実施状況及び今後の展開についてですが、チーム学年経営は全校展開を継続し、チーム担任制についても令和8年度からの小学校での全校展開を視野に進めていく予定です。

25ページを御覧ください。チーム学年経営とチーム担任制のイメージ図を掲載しております。

26ページを御覧いただきたいと思います。ここからは物理的なアプローチです。

その1つ目は、情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開です。

対策の狙いと内容ですが、教職員等が情報機器を適切に取り扱い、児童生徒の安全・安心を守り、信頼される学校教育を推進するためのルールと意識の徹底を図ります。これまで私用端末の業務利用は原則として禁止してきておりましたが、情報機器の取扱いに一層明確なルールができる、そのことで職員への指導がしやすくなるという意見も学校の現場から寄せられています。子供が安心・安全に学校生活を送れるためのガイドラインとするべきと有識者からの助言も踏まえ、現場の実情や声も取り入れながら、随時よりよい効果的なものに更新してまいります。

27ページを御覧ください。作成中のガイドラインのイメージを掲載しています。

28ページを御覧ください。物理的アプローチの2つ目は、私用の携帯端末の業務利用禁止及び代替手段の検証です。

対策の狙いと内容ですが、既に説明をいたしましたが、私用携帯端末の業務利用禁止を徹底してまいりますが、そのことで業務に支障が生じない策も講じ検証を行ってまいります。主な取組としては、端末の保管BOXの設置あるいはポスター掲出による教職員の行動変容の検証と、校内Wi-Fiを活用したインターホン等のモデル検証、これを9月以降モデル校でも教員アンケートなども取り入れながら進めてまいりたいと思います。

29ページを御覧ください。校内Wi-Fiを活用した無線インターホンの設置のイメージをお示しました。

30ページを御覧ください。物理的アプローチの3つ目は、画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築です。

対策の狙いと内容ですが、画像・動画データ等は、教育委員会が管理をするクラウド上または学校管理の共有のサーバーに保存するものとします。これによって個人による私的な持ち出しの抑制につながると考え、

情報管理については職場内で共通理解が不十分なことについて学校現場からも不安視する意見が寄せられておりますので、これに応える方策として講じていきたいと思います。

有識者からもクラウドを推奨する助言も頂きましたので、9月頃データの管理等に係るルールの通知を行った上で、データを一元管理できるクラウド環境の構築について検討を進めてまいります。

31ページを御覧ください。個人情報の取扱いを徹底していくための関連資料を参考に掲載をしています。

32ページを御覧ください。物理的アプローチの最後ですが、専門業者による点検、カメラの探査ですけれども、隠しカメラ探査機器の導入です。

対策の狙いと内容ですが、まず当該校においては、専門業者により盗撮カメラの点検を8月21日に実施をし、異常がないかを確認済みです。

また、学校現場の声として、自主点検の見逃しがないかという不安の声もありますので、専門の探査機器を調達し各学校に貸し出すことで自主点検の精度をさらに向上させます。また、今後は専門業者による点検を一部の学校で抜き打ち的に点検実施することとして、さらに、抜き打ち点検がある旨を周知することで抑止効果を働かせていくことを考えます。

33ページを御覧ください。専門業者による点検の様子を紹介しております。

34ページを御覧ください。6、その他の対策等についてです。これまで説明をした主な対策13項目以外にも検討を実施しておりますので概要のみになりますが説明をさせていただきます。児童生徒等性暴力防止法に定める児童生徒性暴力対策協議会については、令和8年度には設置するべく検討・調整を進めてまいります。また、人権教育は全ての基本となるものですので、全ての子供の人権についての校内研修、授業等の取組の充実も進めいくとともに、性暴力に関する学校内、そして学校外の相談体制の充実強化の検討も併せて進めます。

さらに物理的アプローチとしては、校内の死角対策もより強化してまいります。今後も日本版D B Sをはじめ関係法令に適切に対応するのはもちろんのこと、デジタルデバイスの進化やS N Sの発達など、社会環境の変化も専門家の知見を得つつスピード感を持って対応してまいりたいと思います。

これから先の横浜の教育の未来を考えたとき、学校という場所がその機能を損なわない形で、子供たちにとってそこで働く教員にとっても安心して学び過ごせる場所であり続けられること、そのことが重要であると考えており、守らなくてはいけないことだと考えております。今、連日報道もされておりますが、全国的に教員の成り手不足が深刻化しております。今回のような事件が教員不足の傾向に拍車をかけるようにならないよう、熱意ある教員志望者に横浜で働きたいと横浜を選んでいただけるよう取組も並行して進めていかなければならぬと考えております。

関係の教育委員会としても本当に難しい問題で、専門家に聞いても解決にあらゆる知恵、委員の皆様のお知恵もお借りしながら、試行錯誤、そして対策をより精度を上げていくことをいかなければならない問題ですが、教育委員会としては全力を挙げて取り組んでまいります。ぜひ、お力を貸していただきたいと思います。

説明は以上となりますけれども、委員の皆様からアドバイスや議論を踏まえて、今日提示した対策をより効果的なものにしていく所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 大岩真善和委員長 それでは、報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 渡邊忠則委員 今回の小学校教諭の逮捕事案ですけれども、子供たちにとって身近な存在である教員によ

る児童に対する性暴力であり、安全・安心の学校生活を根本から脅かす事態であり、まさに言語道断許し難い行為と思っております。さらに、教員を管理監督する立場にある校長が盗撮事件を起こしたことについては、言葉を失うほどの衝撃を受けています。

ただいま再発防止に向けた対策について御説明いただきましたけれども、まずは様々な事案に対して俊敏な対応としっかりと説明責任を果たしていくことで信頼回復に努めることが最も大切だと思っておりますので、冒頭に謝罪の弁もありましたが、改めて下田教育長に教育委員会の信頼回復に向けた決意をお伺いしたいと思います。

- **下田教育長** 改めて冒頭でおわびを申し上げましたけれども、今回の事案は非常に重く受け止めておりまして決して許されないものと考えています。犯罪行為であって、今後司法の場で厳しく裁かれるべきものと考えておりますが、当然に事実関係が確認でき次第、最も厳しい処分、懲戒処分を速やかに講じる、そのことは間違いないところだと思います。

一方で、私たちが今何ができるかということですが、こうした被害を繰り返さないためにどうすればいいのか、それを熟慮してそれを実行に移すことだと考えています。2つ特に考えていますけれども、あらゆる英知を結集して効果的な対策を検討して講じる、そのこと。そしてもう一つは、私もいろんな方々の声を聞きましたけれども、まず夏休み明けの始業に間に合うようにスピード感をもって安全・安心を届けるということ、そのことが一番大切であると。この2つについて今回は何としても効果的な対策を見いだしてスピード感をもって実行に移す、そのことを私自身は内部でも教育関係者にも言い続けてきました。教育委員会と学校現場、教員が強い意志を持って総力を挙げて取り組むことは当然のことですけれども、様々な先行事例、技術を研究し、有識者、専門家の英知を総動員して一丸となって、総合的、そして重層的な対策、これを全力を挙げていきたいと思います。

先ほど申し上げたスピード感についてはもう始業式までに妥協しない、このことを大切にしています。今回お示しました対策、これで全てが解決できるとは思っておりません。専門家はもとより、大学、企業、お盆を挟む時期でありましたけれども本当に献身的に協力を頂きました。多くの教員からも危機感を感じる提案もありました。全国の教育現場で起こっているこの事態、悩み苦しんでいる状況にありますけれども、実は、既に、この取組の発信の中で、ほかの横浜ではない学校すれども、参考にしたいという声を連絡していただいた学校もございます。今回提案した対策を効果的なものにするとともに、さらに工夫をされて、重ねて信頼回復に全力を尽くしたいと思います。ぜひ、上院の先生方からも厳しい指摘、アドバイスを頂いてプラスアップをしていきたいと思います。

私たち自身がこのことをしっかりと示して実行に移す、そのことが反省であり誠意だと考えております。諦めない、そして妥協しないということで覚悟して取り組んでいきたいと思います。

少し長くなりましたが、このことについては引き続き内部でも徹底をして必ずやり遂げるという覚悟で臨みます。

- **渡邊忠則委員** しっかりとスピード感をもって対応してもらいたいと思います。

しかし、本市では様々な不祥事があったと認識していますけれども、このように短期間のうちにいろいろあると今の反省が生きているように思えます。これまでの不祥事に対してどのような対策を実施してきたのか、伺います。

- **森長教職員企画部長** 依然として教職員の不祥事というのが発生してございまして大変重く受け止めてお

り、改めて心からおわびを申し上げたいと思います。

このような状況を踏まえまして、従前より教職員一人一人が他人事ではなく自分事として捉えることが何より重要であるということを考えてございます。子供たちを悲しませないが行動基準であるということを、改めて再認識して日々の行動につなげていけるように、定期的な不祥事防止研修等に加えまして幾つか取組を行ってまいりました。最近の3年間でございますが、令和4年度につきましては、児童生徒性暴力防止法の施行等を踏まえまして懲戒処分の標準令の改正を行ってございます。具体的には、児童生徒へのセクハラ行為への厳罰化であったり、不適切な指導、言動、または対応についての項目を新規に追加するなど厳しい方向の見直しを行ったところでございます。

令和5年度につきましては、不祥事防止ハンドブックの全面改定を行いました。このハンドブックは研修等でも活用するわけなのですけれども、児童生徒性暴力の防止法の施行を踏まえた項目を追加して記入する。そして、あと、SNSの不適切な利用についての注意点につきまして項目を追加する。そして、不祥事がひとたび起こった場合の影響等それについての内容の見直しも行ってございます。

そして昨年度でございますけれども、新たにeラーニングによる管理職不祥事防止研修であったり、他都市の先行事例、これは岡山県のほうの取組でございますけれども、それを取り入れた校内研修の実施であったり、外部講師を招いた校長研修を、集合、オンラインを併せたハイブリッド型で実施をしてまいりました。

- 渡邊忠則委員 対策を実施していても今回のような事案が立て続けに発生しているわけでございますので、効果的なものだったのか疑問を感じます。

一方で、こうした性犯罪は残念ながら、業種、場所を問わずこれまでにも数多く発生し、その都度様々な対策が検討され、実行に移されてきたはずです。このことは、全国あるいは世界的にも性犯罪をなくすために研究や分析、対策の実践、検証といった知見の積み重ねが一定程度あることを意味していると考えています。

本市としてこうした知見をどのように活用していくのか。特に学びの場である学校においてどのように対策をアレンジしていくべきかが最も重要であり、そこを有識者の知見も活用しながら議論していくことが今回の論点ではないかと私は考えています。

そこで、性犯罪に関する様々な知見を教育現場においてどのように活用しようとして考えているのか考慮するポイントを伺います。

- 森長教職員企画部長 対策検討委員会の委員の御協力を得まして、今までと異なる犯罪学的アプローチによる研修であったり、先ほども御紹介させていただきましたけれども、学校組織のマネジメントの在り方等の研修を予定してございます。この中で改めて不祥事を自分事として捉えて、さらには不祥事を起こさない、起こさせないという環境づくりを行うために、学校管理職として、あるいは教職員自身にとってどういうアプローチが有効なのかといったさらに踏み込んだ取組を進めていくというものでございます。

具体的には新たに犯罪学の視点を取り入れると先ほど申し上げましたけれども、研修の実施の中で被害者の声を含む研修動画の制作を進めてございます。校内研修においては、その動画を全教職員が視聴していく場で議論を行う場にしていただくなど、そういう対応を予定してございます。これらの取組によって教職員の行動変容を促して、不祥事が起こらない、起こしづらい、起こしにくい環境づくりに全力で取り組んでいきたいと考えてございます。

- 渡邊忠則委員 スピード感をもって検討を進めていくためにも、ぜひ様々な知見を活用して、学校現場に効果的な対策を実行に移してほしいと思います。

冒頭に大岩委員長から学校を安全な場所にするための建設的な議論をしようというお話がありましたし、私もそのとおりだと思いますが、1点だけ事案について伺います。中学校校長の事案は6月13日に発生をし、市の公表は8月8日と随分時間が空いています。また、22日に懲戒免職となっていますが、一方で、小学校教諭のほうはまだ処分されていません。この違いは何か事情があるのか、伺います。

- **森長教職員企画部長** 中学校の事案につきましては、逮捕ではなく任意での在宅捜査であることに加えて警察での広報がございませんでした。6月時点では事件についても捜査が継続しているという状況、その段階にございまして、事実関係の確定前に公表することが捜査に影響を与える可能性もあるということで記者発表のほうは行ってございません。その後、警察での捜査が終了しまして、8月7日に検察へ書類送検されたことが翌日の8日に確認できました。事件の事実関係が一定程度確認、整理されたと我々は判断しまして、検察のほうにも確認をさせていただいた上で、同日に記者発表を行ったものでございます。

懲戒免職の処分につきましては、当該元校長の事実確認、そして弁明の機会の付与も行った上で、夏休み明け前までに後任の校長も発令したいと考えてございました。可能な限り最短で行ったものと御理解いただければ幸いでございます。

なお、小学校の教員につきましては現時点でも直接本人と話ができるございません。懲戒処分に向けた手続がまだ進められてございませんので、校長事案との対応とはちょっと状況は異なってございます。

- **渡邊忠則委員** 事情は分かりましたけれども、この件のように、警察等による捜査の状況や広報の有無が市としての公表の時期に影響するということは、職員の犯罪行為に一般的に当てはまる事なのか、伺います。
- **森長教職員企画部長** 可能な限り早く事実を公表することが原則だと我々も考えてございます。一方で、警察が捜査中かつそして警察が広報を行わないようなケースがございます。捜査に支障が生じるおそれがございますので、教育委員会が警察に確認をせずに独自に公表するということはございません。今後も警察等の捜査や司法判断、そして本市側での事実確認などを経て、正確な情報を適切なタイミングで速やかに公表していきたいと考えてございます。

- **渡邊忠則委員** 公表のタイミングも事案に応じて様々なケースを考えられていることだと思いますけれども、速やかな広報はもちろん大事ですが、それが捜査の妨げになるようなことがあってはいけませんし、場合によっては被害者保護の観点から公表の時期に工夫が必要な場合もあるでしょう。捜査機関とも連絡を密にして適切に対応していただきたいと思います。

続いて、対策検討委員会についてですけれども、資料によれば、対策ごとに関係する委員にアドバイスを頂くということでした。これはスピード感という点では有意義だと思いますが、公開の場で行われる審議会などと比べると議論の経過が見づらいという問題はないのか、伺います。

- **三島教育行政監** ありがとうございます。渡邊委員御指摘のような課題に応えるために、対策の検討状況ですとか、また取組の実施状況を伝えるためのウェブサイトを開設しております。そちらを今後も順次更新いたしまして、児童生徒、保護者、そして市民の皆様へ情報提供に努めてまいります。
- **渡邊忠則委員** 今後も様々な対策を広く公開することですので、保護者や児童に安心感を伝え、不安の払拭に努めていただきたいと思います。

さて、今回の小学校教諭の事案ですが、同時に逮捕された教員がいる名古屋市では、怪しい言動を行っている教員がいないかどうか、第三者委員会により調査をするとの報道もありました。このような取組を否定

するものではありませんが、子供たちのために日々尽力している多くの教職員の心情を察すると、現場を委縮させるのではないかという複雑な思いも感じています。

そこで、本市では、疑わしい教職員の調査は行うのか、伺います。

- **三島教育行政監** その点は我々も検討いたしましたが、そのような調査が学校現場にどのような影響を与えるのかということも懸念されましたので、犯罪学を専門にする委員に相談いたしました。そのところ、そのような調査の妥当性については疑問があるですとか、また、教員に疑わしい人について報告させるという手法については、教育現場に混乱を招く可能性もあるんではないかというような御意見を頂いたところです。

一方で、教職員の声を丁寧に聞いていくということは大事だと思っておりますので、ハラスマント相談窓口の活用ですか、または既存の調査の見直しですか、そういった手段によって意見を聞くことができないか検討してまいりたいと思っております。

- **渡邊忠則委員** ごく一部の教員のために教職員にとって過度な負担となったり、その士気を下げるようなことがあっては逆効果ですから、その点については配慮をお願いします。

先ほどの説明では、既に13項目もの対策が具体的に進行しており、一部には実施済みのものもあるとのことでしたけれども、新聞報道を見ても何らかの不祥事があった際に、注意喚起の通知や全ての校長を集めて訓示する等の対応は見られますが、それ以上の具体的な策を講じているか例は見当たりません。

そこで、これらの取組の中に特に注力したいと考えているものや、他都市にも参考にしてもらえそうな取組はあるのか、伺います。

- **三島教育行政監** いずれの取組も頑張ってやっていこうというふうには考えておりますけれども、特にというふうに申すと、行動経済学の知見を生かした行動変容のうち、学校現場が主体となって実施するコミットメント型の取組については、我々が今相談している大阪大学の大竹教授も、あまり他都市にも例がないんじゃないかなというようなことをおっしゃっていました。これが本市で効果を上げることによって他都市にも波及して、全国的にもこういった被害を減らしていくことができればすばらしいと考えておりますので、頑張っていきたいと考えております。

また、13項目それぞれ教職員アプローチ、児童生徒アプローチ、物理的アプローチというふうに分かれておりますけれども、こういった総合的に検討していくというやり方については、これもあるいは場合によっては他都市さんの参考にもしていただけるのではないかというふうには考えております。

先ほど教育長から、既に他都市の学校から照会があった旨御答弁申し上げましたが、昨日、他都市さん、自治体のほうからも、ウェブサイトを見たのだけれども参考に教えてほしいというようなお問合せも頂いております。そういう皆さんの注目も浴びているところでですのでしっかりと頑張っていきたいと考えております。

- **渡邊忠則委員** 今、答弁がありましたけれども、他都市の学校の問合せを受けているということですので、同じ悩みを抱えている自治体や学校等が多いということの裏返しだと思っております。こうした面からも、本市が先んじてしっかりとした対策を、引き続き他都市などからも注目されるような検討を進めてほしいと期待はしております。

最後に、様々な対策を講じても、各学校の教職員の一人一人が当事者の意識を持って取り組まなければ期待した効果は得られないと思っております。約2万人の教職員が危機感をもって不祥事防止に取り組むムーブメントを起こすためにどのような働きかけを行うのか、伺います。

- 石川教育次長 今回の件につきましては、現場の管理職あるいは教職員と私も教育長も、様々議論したり対話をしたり意見交換をしたりしてきました。管理職も教職員も、学校教育の危機であるという強い危機感を感じていることは間違いないと思います。

また、先ほど御指摘いただきましたが、日々、子供たちのために一生懸命取り組んでいる教職員が、複雑さの怒りですか悲しみですか悔しさですか、場合によっては戸惑い、不安など様々な複雑な思いを持っていることもよく分かりました。それらの思いに寄り添いつつもそこを出発点に先生御指摘のとおり、横浜市の全体の教職員が自分事として危機感をもって、不祥事防止や信頼回復に取り組む大きな動きを、うねりをつくっていきたいというふうに私たちも考えております。そのためには、教育委員会が一方的に何かを言うのではなくて、各学校や校長会など様々な場面で議論や対話を重ねて、取組を具体化するような風土をつくっていかなければならないと考えております。もう一回それを再構築しなければならないと考えております。

多くの学校ではこの間に、これまで教職員が思いを出し合って対策を考えるワークショップをしたりとか、それから幹部職員だけではなくて若手の職員が主導して議論を重ねて具体策を講じる、そういう事例も見られるようになってまいりました。校長会という組織も本日のこの常任委員会を各校長、全ての校長に視聴するように呼びかけて危機感や市教委の取組、今、教育が置かれている状況をみんなで共有した上で、本日午後の先ほどもありましたが、午後に=意識改革=研修がございますので、その研修とそこで教育長の話もございますので、それに臨んで、その後、校長たちだけで4校種、小中校特、4校種の校長が合同で議論する場をつくって対策の方向性を共有すると、そういうふうに聞いております。本日御報告した対策の中にも教職員との議論を基に進めるものもございます。また、これから教職員や児童生徒、保護者の参加型で進めなければならないものもございます。

それらを活性化させて、引き続き、校内、教職員間、管理職と教職員、教職員の間の議論や対話、それから教育委員会事務局と学校現場との議論や対話を活性化して、まずは当事者意識を持ってみんなで信頼回復に向かって臨んでいこうと考えております。

- 渡邊忠則委員 犯罪行為を行った教員は当然厳しく法令により処罰され、また処分されるべきですけれども、問題行動に及ぶ教職員はごく一部であることも忘れてはいけないと思います。学校が学びの場であり、生活空間であることも忘れずに、教職員にも理解の得られる実効性のある対策に直実に取り組まれることを期待しております。

- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。本当に三十何ページの対策をつくられたのは大変だったろうと思いますが、一言最初に苦言だけ言います。今のやり取りを聞いていても、今現状でともかくその2校のところで起こっている事態について全力でやらなければならないことはずなのに、対策を全国的に何とかとか、そういうのは、まだ全然、実効性も上がってないことの中であまり言うことではないのかというふうには一言だけ最初に苦言を言っておきます。

その上でこの経過とあと情報の公開性のところでまず伺います。今回起きたことで不祥事防止ハンドブックが改定されたもので私も改めて見させていただいたんですが、学校はやっぱり児童生徒、保護者、地域の信頼があって成り立つものだというふうに明確に書かれています。信頼が成り立つためには何をしなければならないことかということなのですが、まずは何が起きたかという、今何が行われているかということを説明しなければならないと思います。

まず伺いますが、現状で本郷台小学校のところでは、この3者に向かってはどんな説明が行われていますか。

- 青石南部学校教育事務所長 御質問ありがとうございます。再発防止の取組として、職員会議などの前後に繰り返し啓発を行い不祥事防止に努めること。定期的に事例を取り上げた研修を実施し、一人一人意識を高めていくこと。日頃から教職員のコミュニケーションを大切にし、教職員がストレスや悩みを抱え込まないように職員の健康管理に努めること。ＩＣＴを一括で管理し、セキュリティポリシーを見直し情報管理を徹底していくこと。これをベースにすぐ一等も含めて地域とも連携を取りながら情報も含めて連携を取っているところでございます。

- 古谷靖彦委員 すみません、ちょっとと伝わらなかつたですかね。生徒であるとか児童生徒にどんな説明をしたか、保護者に対してどんな説明をしたか、地域に対してどんな説明をしたか、伺います。

- 青石南部学校教育事務所長 まず児童のほうなんですけれども、本件が報道に際して御家庭を含めて、どうしてもお子様と保護者は一体の部分もございますので、まず第1点目に、学校が大切にお伝えをしたのが御家庭も含めて子供が不安定になること、このことを一番心配していると。いつもとお子さんが違う様子であったりとか、その場合には遠慮なく連絡をしていただきたい。子供に対してもしっかりと職員のほうにその不安感は伝えてほしいと。学校については一人一人担任が、子供のほうなんですけれども全員と面接を行っております。一人一人の状況に応じたケア、そこを考えながらスクールカウンセラーにもつなげているという状況です。そこも踏まえて先ほど言った対応策等については、すぐ一等も含めて保護者にも随時発信をしているところでございます。

地域のほうはこの間、地域との校長間の定期的な集まりがございますので、そちらと連携を取りながら常に情報共有をしているところです。あわせて、PTA会長とも連携を取りながらこちらの学校については、PTAが独自で子供たちに何かができるかということで、独自の対応策を取りながらPTAも動きながらやっているというような状況でございます。

- 古谷靖彦委員 まとめて説明されたのでほとんどよく分からぬのですよ。恐らくですけれども、地域に対して小学校も中学校もそうなんですけれども、存在が物すごく大きな影響を与えるじゃないですか。その中で例えば、富岡東だったら中学校の校長先生ですから様々なところで影響を与えるはずですから、そこの地域の方々にちゃんとオープンで説明しましたか。まず、じゃあ、富岡東中で地域に対して説明していますか。

- 青石南部学校教育事務所長 御質問ありがとうございます。地域の捉えにもよるかと思うんですけれども、地域のそれぞれの会長を含めて主要な方々についてはしっかりと連携を取っていただいて、そこから地域のほうに発信をしていくという形は取っていると聞いております。

- 古谷靖彦委員 すみません、ちゃんと答えていただきたいのですよ。地域に対してオープンで説明していますかと私は聞いているのです。様々なお祭りの場面だったりいろんな行事ごとで校長先生は関わるじゃないですか。そこがずっと2か月以上出てきてませんということについて説明していますかと今の時点できつて言っています。今ですよ。オープンで説明していますか。

- 田中教育政策統括部長 すみません、幾つか補足をさせていただきたいと思います。

まず、どちらの事案についても保護者説明会を開催させていただきまして、関係する保護者の皆様に我々がつかんでいる情報についてはしっかりと、いわゆるオープンの場で御説明をさせていただいています。そ

の上で、何か御家庭あるいは子供の様子について不安がある場合は、そのカウンセラーなどにつないでいただくということを周知しているところがございます。それが1点。

また、地域の主要な方々についてのいわゆるオープンな場を設定してでの御説明という場は設けておりませんけれども、それぞれ学校運営協議会とか地域の方が学校に関わっていただいているチャンネルがございますので、そうしたところを通じて我々が把握をしている状況とか学校に対する支援の情報など、そういうことはお伝えはしているという状況でございます。

- 古谷靖彦委員 つまりこれは説明されていないのです。学校の中だけで説明会が行われて、それで富岡東中の件で言いますね。説明がされていなくて、地元の町会レベルの方も役員レベルの方も何も学校から説明されていないと私は伺っています。実は先週、保護者の方と懇談をしております。その中で、本当に校長先生は非常に信頼が厚かった人だったんだと。だから何でこんなことをやっちゃったのかということは本当にちゃんと聞いてもらいたいと、動機は何だったのかということをおざなりにしないでほしいということを言されました。

また、例えば、学校の説明のところでは、生徒のケアの説明を今どちらもされたんですけども、事件の説明はほとんど何もしていないということで、全く納得ができないし不満だという声も聞いています。また、校長先生は修学旅行に行かれたのですよね。だから卒業アルバムに載ることが嫌だという声もあっちこっちから挙がっているということも聞きました。そういう声をそもそも教育委員会は聞いているのかと、聞く場があるのでしょうかと思っているのですけれども、あるのですか。そういうこと、地元の声というのですか、ありますか。聞いていますかね。

- 青石南部学校教育事務所長 御質問ありがとうございます。学校については地域と実際に保護者もそうなんですけれども、地域と常に関わりながら学校のほうは運営をされております。そこでは当然ながら地域との関わりが深く行うような行事等もございますので、不安についてはそこで=休止=をしながらお答えする場面は常にあるかと考えております。

- 古谷靖彦委員 ちょっと認識が甘いんじゃないかなと思います。説明会も何も開かれないで地域に対してオープンで、お祭りのときに聞けばいいんじゃないですか、みたいな今の回答だとそうなるんですけども、自らが説明しようということはやらないつもりなのですか。まずお願いします。

- 青石南部学校教育事務所長 すみません、地域の捉えというのが非常に難しいと思っております。地域全員に対してオープンで何か会をするという方向性については、今、学校のほう等も含めて考えておりません。先ほど話がありましたとおり、例えば、地域の代表を含めて学校との関わりの中で説明責任を果たして伝えていくという方法を取らざるを得ないのかというふうには思っております。

- 古谷靖彦委員 すみません、青石さん、それじゃあ多分駄目ですね。これはもう一回読んだほうがいいですよね。この不祥事防止ハンドブック、この中に、地域に対して信頼があつてこそ学校というのは成り立つもんなんだと書いてあるのに、今の話だと、その地域についてはほとんどオープンでは説明する場所は持ちませんという回答ですよね。それだと駄目だと思いますよ。

- 田中教育政策統括部長 申し訳ございません。古谷委員御指摘いただいたとおり、今回の事案は校長が非違行為を行うという、非常に地域に対する与える影響というのも大きい事案だと認識をしています。もちろん地域の皆さんを感じる不安とか、我々が持っている情報も捜査の関係もありまして限られているところもございますので、その範囲でお伝えされている状況について、不安、不信感を抱えられるということも当然

あり得ると思います。また、古谷委員が地元から直接聞いていらっしゃるという声についても我々はしっかりと受け止めさせていただいて、そのほかにも埋もれているような、こちらに聞こえてこないような部分についてもしっかりと対応していかなければいけないと考えています。もちろん学校は地域の中に根差した組織といいますか場でありますので、日常的に地域の皆様とコミュニケーションを図る機会はございますが、今の状況を踏まえますと、そうした既存のチャンネルだけで対応が十分だということではないと思いますので、委員の御指摘も踏まえた上で、地域の皆様にどれだけしっかりと寄り添った対応ができるかということは考えてていきたいと思います。

- 古谷靖彦委員 ぜひ、寄り添った対応をしていただきたい。本当に文字どおり寄り添うということはどういうことかということを、自らがよく考えていただきたいと思います。

富岡東中の件で行きます。これは校長先生が6月に休み始めたときに、地域に対して、保護者や生徒に対して何て説明していますか。

- 森長教職員企画部長 実際に体調不良という状況でございましたので、その旨をお伝えしたというところでございます。

- 古谷靖彦委員 これは体調不良というのは診断書が出ていましたか。

- 森長教職員企画部長 すみません、間違いなく通院をしているというのは実際のところございます。その診断書までの確認までは行っておりません。

- 古谷靖彦委員 これはこの保護者の方から言われたことなんですけれども、私たちは虚偽の説明をされたと思っていると。あのときは2か月以上地元の様々な集まりに出ていた校長先生が突然出なくなってきたことについて、体調不良で休んでいますということを地元はずっと説明を受けてきたと。

誰にもそれ以外の説明がされてないと。これでは不誠実な対応ではないかと私自身がそれを言われました。正しい説明だっただと思いますか。

- 佐藤祐文委員 今、質疑の最中ですけれども、委員会のほうにぜひお願いしたいのですけれども、項目ごとに御答弁される方は決まっているのかもしれませんけれども、責任ある立場の方だとは思いますけれども、ちょっと不足だというようなことを思ったら、教育長、次長、ぜひそれはしっかりとした答えをしてくれないとうやむやな形の議論になっていますから、その辺のところはぜひお願いしたいと思います。委員長、ぜひよろしくお願ひします。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。それでは、その点を配慮の上、答弁を続けたいと思います。

古谷さんが終わったので次は、今、古谷さんでしたか。答弁です。

- 森長教職員企画部長 不誠実な対応だったかと言われると本当に非常に苦しい状況でございますが、体調不良については実際に本人が体調を崩していたのは事実でございます。それはうそではございません。ただ、委員おっしゃるとおり説明は不十分だった状況だったと思います。非違行為の件につきましては捜査は継続していて警察からの広報もなかったというところで、先ほど御説明させていただきましたけれども、公にできなかつた状況がございます。非常に心苦しい状況でございましたが、その旨については保護者説明会の中では御説明差し上げたと聞いてございます。

- 古谷靖彦委員 さっきの少しすみません、やり取りで恐縮なのですけれども、現時点では地元に対しては何も説明していないくて、それで地元に対してはまだ体調不良で休んでいる状況なんじゃないですか。教育委員会的には何の説明もしていないですね。やっぱりこれは非常に不十分だと思いますよ。

- 石川教育次長 答弁が曖昧で大変申し訳ありませんでした。まず大前提として、地元の方、地域の方に対する説明が不十分であった、あるいは満足されていない方がいらっしゃるということは重く受け止めたいと思います。富岡東につきましては、保護者説明会のときには今申し上げたように、保護者には説明をしたのですが、地域の方々には地域の代表の方にまずは情報提供するところでとどまっていると思います。地域の方々が地域にとって大事な存在である学校長のことについて情報が少ないということについては、大きな問題だと私も経験上も受け止めておりますので、今後どのように地域の方に情報をお伝えするかということについては、学校と教育委員会と、あとは地域の要になる方、代表になっていらっしゃる方がいらっしゃると思いますので相談の場をつくらせていただきたいと思います。
- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにお願ひいたします。
- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。これはもちろん苦言を呈しているのですけれども、指摘をしているのですけれども提案なのですよ。やってくださいということ。やらないとやっぱり地域への信頼は得られないですよ。だからぜひやっていただきたいという提案です。
- この経過のところで最後にもう一点、この校長先生のほうはそもそも余罪はないのでしょうかという質問を私は受けました。先ほど言ったように、卒業旅行に一緒に行ったということも含めて大変心配であるという声を保護者の方から聞いていて、こら辺は調べたのでしょうか。
- 森長教職員企画部長 今回、学校にも警察が来て捜査をしていたと聞いてございますが、その中でやはり一般女性を撮影したと今回の立件した内容以外のものは出てきていないというのは承知してございます。
- 古谷靖彦委員 分かりました。対策のところに移ります。対策のところは全般に伺うのですけれども、そもそも今回の犯行の実態であるとか動機の解明が全くされていないのですけれども、この時点で対策がこんなに詳細に出てもこれが当たっているのかということは非常に不安なのですけれども、いかがですか。
- 三島教育行政監 本件についてはいずれも我々も特に小学校事案については、まだ接見も1回もできていない状態ですので、どういった事案なのかということは正直分かっておらないというところはございます。しかし、全貌の解明は恐らく刑事裁判が終わるまで待っていないと全貌はなかなか出てこないと思うのですけれども、それを待ってから対策を講じるのではいつまでもなかなか学校を安心・安全な場所にできないという思いがございます。
- 一方で、教員によるわいせつ事案は残念ながら他都市でも起こっておりますので、児童生徒が被るであろうあらゆるリスクを想定して、いろんなリスクから子供たちを守っていくためにできることを何でもやっていこうと、そういう気持ちで検討を始めたところでございます。したがって、いろいろ細かなことが明らかになっていく中で、もし、今やっている対策じゃちょっと不十分だねというようなところが出てきたら、また改めてその点については考えていきたいと考えております。
- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。これは後ろのほうで物理的アプローチが出ているのですけれども、これは物理的アプローチもそうだと思うのですよ。つまりこれは学校現場が犯罪が起きた現場であるという前提でこれは対策ですよね。
- 三島教育行政監 本件がそういう事件であるということは確認できておりませんけれども、残念ながら他都市にはそういった事件も発生しておりますので、もし、学校でもそういうことが起こり兼ねないんじゃないかという前提に立って検討を進めております。
- 古谷靖彦委員 これは本当に実際に犯行が明らかになった時点で、またまた詳細な物理的アプローチが出

てくるのかもしれないですけれども、ここはそういう対応をぜひしていただきたいと思いますが、今回は2件事案がありましたけれども、毎年、性犯罪で懲戒免職になっている先生方があります。そういうところは毎年起こっていますから、動機の解明であるとか犯行の手口であるとかそういうことは蓄積されているのでしょうか。

- 下田教育長　　あまり私だけとやり取りになって常任のあれがないと思うので、ただいまのものについてお答えします。

まず今回は三菱UFJが入ったのは、文科省で性被害のことを検討したチームに入っていた人間がいました。それから犯罪の心理学の専門家も入っています。その中で共通しているのは、やはり犯罪を犯す人たちの心理状態を解明するということが非常に難しい状況にあることは共通認識です。一時的な動機、そういうものについては情報を得ていますけれども、それがどのようなメカニズムで起こっているのか、背景がどれが重いのかについては正直なところ完全に解明ができるわけではありません。ただ、今回は犯罪の心理学の専門家とUFJのそうしたコンサルを基に、複数の事例の中から我々として想定できるものはあらゆるものを想定して対応策を考えたということであって、これについては相当カバーできているものだと考えます。

- 古谷靖彦委員　　そこはもちろん三菱の知見を活用していくというのは当然必要だと思うんですけれども、一方で、横浜市の教育現場で今までずっと起こっていることじゃないですか。そのことについては、今までの件はちゃんと分析されていますか。

- 森長教職員企画部長　先ほど教育長が御答弁申し上げた部分で非常に難しいところでございますが、本市のほうの不祥事の事案については傾向等々分析はしてございます。ただ、じゃあ、ここに偏っているとかそういういった部分というのがなかなか見いだせない部分は正直ございます。ただ、1つ御紹介しておくと、お手元の資料の15ページのポップアップのメッセージの例のところの下の部分に書かせていただきましたが、不祥事は金曜日から週末にかけて多く発生する傾向がありますと載せてございます。実際にこれは本市の事例で、発生日時という意味では金曜日に結構起りがちな傾向はございます。そういう意味でいろんな分析をしていく中で共通項とすると、例えば、この金曜日から週末にかけてというような傾向はあると。そういうのはつかんだ上でいろんな働きかけを考えているというところでございます。

- 古谷靖彦委員　　ありがとうございます。性暴力、性犯罪で懲戒処分の件数が過去10年どのぐらいか、まず伺います。

- 森長教職員企画部長　過去10年の性犯罪、性暴力等に係る懲戒処分の件数でございますが68件になってございます。平成26年から令和5年までの間の10年間ということでございます。

- 古谷靖彦委員　　68件というこの今の横浜の状況は、全国的に見たときにどういう位置に今ありますか。

- 森長教職員企画部長　どのような位置というと。

- 古谷靖彦委員　　発生率。

- 森長教職員企画部長　報道によるとワースト3というところを載せてあったかと思いますが、あの数値だと文科省の掲載されている数値、統計データが誤っている部分がございます。なので実際は3位ではございません5位以下だというところですが、たとえ5位以下でも数字としていいわけではないと考えてございます。

- 古谷靖彦委員　　あまり誇れるような状況でもないですし、絶対数でいうと、横浜だと本当に多くなると思

うのです。ですからそのことを自覚した上でこの対策もやらなければならないということだと思うのです。今回は様々、たくさん対策があります。これらというのは、実施状況であるとかそういうことの点検というのですかね。こういうことは何か点検されて、またブラッシュアップするというような仕組みというような何かをつくるのですか。

- **三島教育行政監** 今どのようなことを検討していく、どのようなことが実装されたかということは、先ほど申したようなウェブサイトで公表はしてまいります。また、一度つくった仕組みだからといってそれが最善なものかということは限りませんので、今後も引き続き現場の声を聞きながらブラッシュアップはしていくというふうには思っております。特に何か月置きに見直すかとそういった仕組みまではまだつくっておりませんけれども、ブラッシュアップは続けていくという考え方でございます。

- **古谷靖彦委員** これは例えば、相談の窓口をつくりますというのが幾つかあります。こういうものがそもそも機能しているのかということを、何件ぐらい来ていてどのぐらい対応ができるかとかということは、その都度点検していくかないと、そもそも窓口が開きましたというだけで何も機能していなければもう使えない制度ですから、そこはぜひ何か月かと決まっていないとは言ったのだけれども、こういうぐるぐる回すサイクルに、ぜひしていただきたいと思います。

この中で幾つも出てくるのですけれども、学校現場の声だというふうに書いてあるのですけれども、これほどの声の集め方をされたのでしょうか。

- **石川教育次長** この間に学校現場の教職員や校長と先ほど申し上げましたけれども、私と教育長は直接会つたりもしましたが、小中高特それぞれの校長会の役員ですけれども意見交換会をそれぞれいたしました。その際に出てきている言葉もこの中にはかなり含まれております。

あと、この間やっぱり学校現場、私のところでも教育長のところでも直接メールや電話が来る校長、教職員はさすがにあまり多くはないのですが校長がいまして、こういうことを今自分たちがやっているのだけれども、これはどうだというふうに言ってくれている人もいるので、それも声も今回の中には反映されています。

- **古谷靖彦委員** もっと普通の一般の教職員、校長先生とかではなくて先生方がちゃんと声が出せる仕組み、対策にもっとコミットできるような仕組みをぜひ検討いただきたいと思います。それは提案です。

この私用端末のガイドラインとかありますよね。その中でまた対策が取られているのですけれども、こういうものというのは元々ガイドラインはなかったのでしょうか。

- **丹羽学校教育部長兼教育センター所長** ガイドラインについてなんですかね、御存じのとおり横浜市教育委員会が出している情報セキュリティ管理要綱というのがございましたけれども、ガイドラインという形では今回が新設ということでございます。

- **古谷靖彦委員** 28ページですかね。私用系端末の利用禁止を徹底するんだと、これは利用禁止はされていなかつたのでしょうか。

- **丹羽学校教育部長兼教育センター所長** 先ほど申し上げました情報セキュリティ管理要綱の第22条がございますけれども、そちらのほうで、業務上必要な場合を除いて私用携帯というのは使えないということと、もう一個、業務上必要な場合は学校長の許可を得て私用端末を利用するということが定められています。

- **三島教育行政監** すみません、ちょっと補足をさせてください。条文について今申したとおりなのですが、原則禁止で例外的に使用する場合が認められると。どういった場合に例外的に認めることができる

のかというところが曖昧なことによってなかなか運用がしづらいという問題もありました。そこら辺をちゃんとガイドラインで明確化していきたいと考えております。また、禁止することによってこれまで実際問題、私用端末があることによって便利だった部分というところもあると思いますので、それによって教育にパフォーマンスが落ちることがないように、代替手段も併せて検討していこうというのが次の物理的アプローチの12番目という対策になっております。

- 古谷靖彦委員 これはガイドラインを重ねるようなやり方というのは本当に愚の骨頂だと思っていて、今までの本當になぜ駄目だったのかと、なぜ徹底できていないのかという分析がないままガイドラインを作られても全く意味がないと思うのです。そこは、ぜひもう少し深掘りしていただきたいと思います。

今回は様々な対策は取られている中で、本当に罪のない多くの教員の方々は、仕事だけが増えるだけのことになりかねないと思っているのですけれども、これは保護者の方からも言われたのですけれども、現場教員に丸投げをするようなやり方ではなくて、ちゃんと市教委としても責任取ってもらいたいというのは、ごめんなさい、教育長、そこら辺的回答をいただいてもいいですか。

- 下田教育長 どなたから聞いた話か分かりませんけれども、今回直接いろんな方と話をしました。今回については、一生懸命やっている教員の皆さん自身が、自分たちとしてやっぱり潔白を証明するような環境をつくりたいということでいろんな提案をしてきてています。もちろんそうじやない意見があるのかもしれませんけれども、内部からそういう思いが私にも伝わってきてるので、そのことについては、ぜひ教員自身がそういうふうに環境をつくりたいということについては踏襲をしたいと思います。その上で我々自身がルールとか手法とかそういうのもを専門家を入れながらやるとともに、我々自身がそれをリードして引っ張っていくということについては今回の手順を含めてやったつもりです。

- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。最後になります。今回、性犯罪、性暴力、性被害ですね。こういうことを私も様々な書籍をずっと読んでいたのですけれども、やっぱりこれは物すごく、それこそ30年、40年後に、実は、あのときはああだったんだということを告発されるケースはそんなに珍しくないことなのですよね。そういうたったのケースのときに出されたときに、あるいはまた繰り返しフラッシュバックが起きてくるということだったり、どうしても時間がたったからといって簡単に癒えるものではないと思います。そのときに、教育委員会であるとか学校のほうの対応を求めたときに、このケースで幾つかこの中で出ています。

当該の教諭はいません。あるいはもう資料はありませんと言われて、もう全く被害者は泣き寝入りで、うちは対応できませんということでほとんど泣いているケースなのですよね。そういうことをぜひしてほしくないと思っていて、毎年毎年、今六十何人の方がもうこの10年で懲戒処分、その周辺も含めればもっといるのだろうと思います。そういう被害者に対して、やっぱり誠心誠意被害者に寄り添うということにすれば、やっぱり時効はないというふうに私は思うのです。そこは、教育長、ぜひ、市教委として求められれば徹底的にやっぱり調べますしあなたに寄り添いますということを、ぜひ対策としてもやっていただきたいと思うのです、いかがですか。

- 下田教育長 基本的な思いは一緒です。それで、今回は希咲さんという実際の被害の経験がある方、国等でも協力をして活動されていらっしゃる方ですけれども、この方に入ってきたのは、今、委員が言われたような思いの方が多くいらっしゃる話を私も直接話して聞きました。対策を立案していくときに、将来に及んだものをどのようにするかというのは大変難しいと思います。ただ、そういう体験をしている方々にアドバイスを受けながら、私たちが今どのような環境をつくれるのかということを今回の検討の中でも

やっていきますので、今もちろんこうすればという答えはありませんけれども、同じ考えを被害者の立場でアドバイスしていただく方を入れたのは、そういう気持ちに寄り添う姿勢の一つだと理解していただければと思います。

- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。そういうことを教育委員会としてもやっぱり言明する。何かを書くか分かりませんけれども、うちの市教委は徹底的に被害者の皆さんに寄り添いますよということをちゃんと書いてほしいし言ってほしいので、そこはぜひ言明いただくことをお願いして質問を終わります。
- 井上さくら委員 私もまず初めに、苦言というか驚きましたけれども、先ほどの質疑の中でも、これからやる横浜市の対策が全国初ではないかとか、それから他都市から、他の自治体から既に問合せが来ているとか、他にも広がればすばらしいことだとか、注目を浴びているから頑張っていきたいとか、勘違いも甚だしいと思う。今この事件が相次いで起きて、どれだけ不安な気持ちになっている子供たちとか親がいるのか、そのことに想像力が働いていないのかと。違いますかね。盗撮されたかもしれないですよ。その画像がどこにあるかも分からぬじやないですか。生涯残ってしまうかもしないのですよ。今、横浜市の子供が置かれているということについても、普通は申し訳ないもそうだし悔しいと思ったり、今までだって何度も二度とないないようにしますと言ひながら何ですかということです。あまりにも認識が違い過ぎてもう言葉がないですよ。まず教育長、どうなのですか。
- 下田教育長 そのように伝わったなら申し訳ないと思います。ただ、繰り返し申し上げていますけれども、このことは断じて許されないことだと思って、これをどう対策するかを全力を挙げるというふうに説明しています。そのことが前提で、今お話をされたような聞こえ方があったとすればそれはおわびを申し上げます。不安である方を一掃するために今できることは全力を挙げて、今までできなかつた対策を講じる、それを提案して、ぜひ井上議員からもどうすればいいかなどのアドバイスを頂ければと思います。
- 井上さくら委員 議論をしますよ。だけどその前提としての向き合い方がこれだけ違うのかと思うじやないですか。それで、そのことはもう幾らでも言ったらきりがないけれども、例えばというか、今回これは今日の資料も、学校を安全・安心な環境にするための総合対策パッケージと、これは今日の委員会の議題もこの名前なのだけれども、これだけ見たら何のことだか分かりませんよね。タイトルでこれをやろうと決めたのはどなたなのですか。
- 三島教育行政監 教育長以下事務局の中で話し合って決定した議題名でございます。
- 井上さくら委員 安全・安心な環境にするためといったら物すごくいろんなことがあるわけですよ。でも、今、横浜市教育委員会に問われて突きつけられていることは、教員が性暴力を行っていたということが明らかになってのことです。そのことをまずちゃんと向き合うためには、教員による性暴力の問題なのだということを、例えばそのために、今、教育委員会としてはきちんと再発防止なりもちろん事実の解明も含めてやるんだということを明らかにしないと、あまりにも起きている事態を矮小化しているように見えるのですよ。現に横浜市の学校で起きている。横浜市の教員が起こしたことであるにもかかわらず、何か冒頭の教育長も、本市の事例に限らず一般的な教員によるこういうわいせつ事案が増えているからと、こんなふうに臨時で議会も委員会もやっているのはそういう一般論じやないですよね。それだったらきちんと教員による性暴力は起きているのだと、それに対してきちんと向き合ってこれをなくそうとしているのだということを、例えばこの対策に関しても入れるべきじやないですか。違いますか、下田教育長。
- 下田教育長 表紙についてはそのように受け取られたことについては重ねておわびを申し上げます。我々

としては、この紙の中に書いてある内容はその趣旨で対策を書いていますので、そのように受け止めていただけなかったとすれば、表題の部分については表現があったのかと思います。ただ、第三者委員会の設置の段階で記者の確認を私自身もやりましたし、そういう説明を重ねてきて、保護者の皆様、それから子供たち、学校現場を含めて少しでも対策を届けてほしいという声の中でやりましたので、そういう言葉を早く伝えるという趣旨で出したものです。委員が指摘されたものについては我々も今後に生かしていきたいと思います。

- 井上さくら委員 説明を重ねてきているとおっしゃるけれども、記者レクは公開されていないのですよ。記者発表資料はあるけれども、別に記者会見だって中継しているわけでもないし、私たちだって見られてないし、保護者も市民もそういうのは見られないですよ。だから公開の場での説明はこの委員会が初めてなのです。だから今までいろいろ説明は重ねてきたと言っては駄目だと思いますよ。きちんとこの場で改めてゼロから説明すると、市民の人が聞けるのは初めてなのだから。だからそういう意味で、何が起きて何に向かっているのかということから逃げないようにしてほしいのですよ。これは逃げているように見える。事態を矮小化して逃げているようにしか私には思えません。

それで、この資料の中はるる御説明があったけれども、こういう教員が性暴力を行った際に、行ったあるいは行ったかもしれないと思われる際に、準拠しなければならない法律というのがあると思います。法律は何ですか。

- 三島教育行政監 るるたくさん法律があるとは思いますけれども一番我々が今意識するべきは、令和3年に制定されました教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律と認識しております。
- 井上さくら委員 この法律が令和3年に成立をして、本当はそれに基づいて対策を自治体も教育委員会もやらなければいけない、やってきているはず、いなければならないのですね。じゃあ、それの何ができるでなくて何をどこまでできたのかということ。そもそもこの法律はきちんと、教職員等による児童生徒性暴力等のとなっています。短く省略したら教職員による性暴力防止法なのですよ。その法律があるということも、それに基づいてやるべきことがあるということもここには一言も書いてないです。教育長、何でなんですか。
- 下田教育長 基本的にはその法律も踏まえて十分に対応ができていなかった部分について、専門家の意見を聞きながら説明資料作成をしています。法律を念頭に置いて、法律はある部分抽象的な部分もありますので、具体的な実効策のところについて早く届けるために今回資料として説明をしました。表示の部分についてはなかったという御指摘がありましたけれども、当然念頭に置いているところです。
- 井上さくら委員 念頭に置いているとかじや駄目なのですよ。これはいじめのときもそうなのですよね。結局いじめ重大事態防止法という法律がありながら、その法律に規定されていることを横浜市教育委員会はたくさん違反を起こしていたのですよ。法律に基づかない対応をやっていたのですよ。そのことを散々昨年問題に、まだたったの1年ですよ。散々問題になっていながら、そのときにも同時に裁判傍聴ブロックの問題がありました。裁判傍聴を妨害した件、これはまさに教員の性暴力ですよ。その問題も同時に昨年ずっとやってきたわけですよ。今じゃあ、教育長、この本来、本市が、まず教員による性暴力に対する防止という際に、一番準拠すべきこの教職員による児童生徒性暴力防止に関する法律が十分ではなかった。どの部分が十分に横浜市は対応できていなかったのですか。
- 下田教育長 個別の部分がすごい細かく規定されているわけではありませんけれども、最後に申し上げた対策協議会の設置が、既にこの法律ができた段階で横浜市としてはできていなかった。様々な意見を入れてやれる体制はできていなかったということが一つあります。

それからもう一つは、相談の体制についても十分に機能するという形で整備をされていなかった部分、職員の意識についても研修が実効性の高いものに機能できていなかったという意味では、抽象的な部分が本当に落とし込んで実行に移せていなかったことを反省すべきだと思います。

- 井上さくら委員 まずそのことをちゃんとすべきでしょう。こういうところに対策パッケージに行く前に、今、横浜市が既に施行されている法律についてできていない部分があるということをまずきちんと検証すべきでしょ。法律は抽象的とおっしゃるけれども、法律だけじゃなくて翌年には、この教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針というのを文科省は出しています。この指針はもっと詳しく書いてありますよ。この指針が令和4年だから3年前には出ているわけです。この指針に対して横浜市は、じゃあ、これまでどういうふうに体制や今おっしゃったけれども、ここで定められている協議会も設置をしておりません。相談体制も十分機能していません。じゃあ、この3年前にできていた基本的な指針を横浜市はどう扱って、これに基づいてどういうふうに進めようとしてきたのか、そこはどうなのですか。

- 下田教育長 多分、井上委員がいた委員会の時代にそれがあったのだと思いますけれども、多分、去年のことも含めて私自身もできていないことを変える改革をするということについて、一緒にやってくださいというふうに申し上げました。

今御指摘をいただきましたけれども、足りないことはある、そのことがもう少し分かりやすく整理すべきということは真摯に受け止めます。それらを含めて今回の対策について照らしても、その問題に対しても向き合っているつもりですが、今の時点の中の表現が足りなかつたことについては今の御意見をしっかりと受け止めたいと思います。

- 井上さくら委員 例えばと言ったらあれですけれども、では、今回のケースで今回の事実関係に関してですけれども、まず先ほどもありましたけれども、本郷台小学校、小瀬村史也教員、もう起訴もされています。この教員の件については、まず盗撮の被害者が本市の学校の児童や生徒である可能性はあるのかないのか、この辺はどういうふうに把握しているのですか。

- 石川教育次長 その辺についても我々には情報がございません。今のところはどちらとも言えないと思います。分かりません。

- 井上さくら委員 私はもう南部の方、それから事前の接触で何度も申し上げているのだけれども、報道では、この小瀬村教員の件はもう何度も報道されています。そして、8月、これはたまたま私が見たのは8月8日なんだけれども、8月8日の共同通信では、起訴状によるとといって報道されているのですね。これでは、こんなことを本当に言いたくないのだけれども、言いたくないですよ、言いたくないけれども、どういう事態なのかと、私たちはこの記者発表などで盗撮とそれからその後わいせつ、追起訴された案件は女児へのわいせつ行為ということが盗撮だけではなく書かれていました。この共同通信の起訴状によるとという報道では、小瀬村被告は4月14日神奈川県の施設で児童6人の着替えを盗撮し、動画を保存したほか、昨年10月10日同じ施設で女児の体に性器を押しつけたというようなことが書いてあるわけですよ。この起訴状というのを教育次長は読んだのですか。

- 石川教育次長 私は、今、委員おっしゃった内容の起訴状は読んでおりません。

- 井上さくら委員 教育委員会として起訴状を入手しましたか。

- 森長教職員企画部長 起訴状につきましては一部情報提供はいただいてございます。

- 井上さくら委員 私はこの報道を見て、報道機関には起訴状が、確かにどの程度か分かりませんよ。でも

入手している報道機関があるのだ。だから横浜市は少なくとも対策をする上では、もちろん捜査が全部終わらないと分からぬところはあるけれども、対策を施す、そして、横浜市の子供たちが実際に被害を受けたかもしれないし、その対応ができるだけ近づくべきじゃないですか。だから横浜市として起訴状はどうしているのだと。

- 森長教職員企画部長 すみません、起訴状につきましては、通常は刑事訴訟が終了するまでは公にされないもの、そういう性格を持ってございます。今回一部入手したと申し上げましたけれどもその全てではなくて、今回は警察等からの情報が少ない中で報道のほうが過熱している状況がございました。少しでも情報を入手したいということで、内部で確認のために公にしないことを前提として特別に提供いただきました。そこを御理解いただければと思います。
- 三島教育行政監 すみません、ちょっと補足させていただきます。今はそのとおりなのですけれども、対策の検討に当たってというお話を井上委員からもありましたけれども、先ほど古谷委員にも御答弁申し上げましたが、いろんな可能性を考えて今我々はこういったことが起きないよう対策を施しておりますので、もし、全貌が明らかになった段階では改めて、もし今の実施している対策では不十分だということがはつきりしましたら、また新たな対策も練っていきますので、その点はそのように御理解いただけたとありがたいと考えております。
- 井上さくら委員 先ほど申し上げたこの法律に基づく対応としても必要なことだと思うのですよ。なぜなら、この教育職員等による児童生徒性暴力等の防止法では、被害者が児童生徒である場合、教育委員会として調査しなくていいのです。違いますか。それは限界があることは分かりますよ。でも、できるだけ事実に近づかなければいけないのですよ。捜査機関じゃないからできないことはあるけれども、でも、そういう主体であるわけです。もしも、横浜市の子供が被害者である場合。だからそういう意味でその可能性があるかどうかと、全てではないとしても、ここで全部つまびらかに言えとは申しませんが、だから聞いているのですよ。被害者が、まずこの小瀬村教員に関しては、盗撮が対象として、本市の学校の児童が被害者であった可能性があるかないか、あるいはそれは否定できるのか、それをはつきりしてください。
- 石川教育次長 先ほどの不十分なところから申し上げますけれども、起訴状は本来我々は入手できなくて、情報は得たくてもう毎日のように、教育委員会の事務局のどこから、向こうは愛知県警ですので、愛知県警や検察に対して毎日のように情報を取りに行っているのですけれどもなかなか教えてはもらえない。それは、私たちも努力が足りないのかもしれませんけれども、今も情報を取る努力はしていますし接見をさせてくださいというような努力もしています。
起訴状についていえば、あの段階で1回目の起訴のときに、あまりにも報道が過熱していて、最初の盗撮の話だと思うのですけれども、そのときに我々としても本当に情報が欲しかったときに、これは公のものなので外に出さないという約束で起訴状は1通だけ私たちは入手をいたしました。ただ、その中身というのは、委員が先ほどおっしゃった再逮捕のものとは全然違うもので、それが例えば被害が横浜市の子供であるか、市立学校の子供であるかどうかということについては私どもには全く分からぬ状況の情報ですので、先ほど申し上げましたように再度繰り返しになりますけれども、委員がおっしゃった御質問に答えますけれども、私たちはまだ分からぬです。
- 井上さくら委員 まず起訴状を教育次長は読んでいないと言ったじゃない。
- 石川教育次長 先ほど申し上げたのは委員がおっしゃった不同意わいせつのお話をされたので、そっちが

2回目のところの起訴状を私は見ていません。すみません、それは私の答えが、先ほど委員が御指摘いただいたのは、追起訴のときの具体的におっしゃったことについて私はその起訴状は見ていません。先ほどから申し上げていますように、起訴状の一部は、つまり端的に言えば最初の逮捕のものの起訴状は内々に入手はしています。ただ、それについては表に出さないという約束で頂いているものですし、その中身につきましては私たちが皆様方に公開した内容と大きく変わらないものですので、そこは2回目のときの報道が出たときには私どもも本当に驚きました。

- 井上さくら委員 この1回目の起訴状だって、ちゃんと入手の日にちぐらいは出してくださいよ。
- 石川教育次長 確認して後でお知らせいたします。
- 井上さくら委員 今、私が言っているのは、何もそれを今ここでつまびらかにしてくれと言っているんじゃないのです。ただ、本市の児童生徒が被害者ではないということは否定できるのかと言っているのです。もし、否定できないのであれば、きちんとやれることの限界はあるとしても、この教職員等による児童生徒性暴力だから、児童生徒が教員による性暴力に遭ったということなのですよ。
- 石川教育次長 おっしゃるとおりで、もちろん分からぬということは可能性があるということだということなので、私たちも当該校をはじめとして横浜市の子供たちに被害がないかということは、もちろん確かな情報はないのですけれどもとても心配しています。ですので、全校一斉にカメラの調査をしたりだとか、幾つかの対策を6月末の段階、7月頭の段階で取って全校に対してやっております。当該校に関するカウンセラーを入れたりだとか面談をしたりだとかというふうに子供たちに対するケアはしていますし、必要に応じては保護者との対話もしております。それは全く何もしていないわけじゃなくて私たちも心配はしているところです。ただ、事実関係が私たちのほうに明らかになっていないので、それ以上踏み込んだことができないのが私たちにとっても悩みです。

今後、情報はもちろん取りに行きたいと思いますし、確かな情報がもちろん入手できたらば、それに応じた対策はまたそのときに考えてすぐに実行に移したいと考えております。

- 井上さくら委員 追起訴の2通目の起訴状は請求したのですか。
- 石川教育次長 しました。
- 井上さくら委員 私が問い合わせた8月8日の時点ではまだ入手していないですよ、その後なのですよ。あまりにも、それは結果はどこまで分かるかは分からないけれども、横浜市として捜査を行っていますだけではないのですよ。だからこの新しい法律ができて、きちんと自治体や教育委員会としての責務も定められているわけですよ。児童生徒が教員による性暴力に遭ったということが疑われる場合、確定じゃなくてもですよ。だからそのときはきちんと教育委員会としてなすべきことがある。そのことについて本来はどういうことをするか、どういう手順で、例えば、児童生徒が被害に遭っているかもしれない。そういうときにどのように対応すべきかというようなきちんと手順書とか作らなきゃいけないと思うのです。そういうものはありますか。
- 石川教育次長 繰り返しになってしまいますが、私たちもいろいろな可能性を考えて、本当に子供のこと、保護者のこと、家族のことも心配をしています。今でもしています。ですから最善の手が打てるよう、私たちの努力が足りないといえばそれまでなのですが、情報はもう本当に取りに行っています。起訴状はもちろん情報の1つなのかもしれませんけれども、それ以前に警察、検察に対してもう本当にしようと電話をかけ連絡をしているところなのですが、これは捜査中ということでなかなか情報が入ってこない

い。ただ、何かが分かった段階でできることと分からぬ段階でもできることということを分けて、分からぬ段階でできることを一生懸命やってきたのが今日の報告の内容もそうだと思います。

もう一つは委員おっしゃったように、学校で何か起こった、つまり今のマニュアルといいますか、詳細な手順については文書化されたものはないです。それについては今の御指摘を踏まえて、20ページの対策の狙いの一番下にありますけれども、児童生徒への性暴力発生時の対応マニュアルを作成するということを今ここに明記しましたが、逆に言うと今はないです。これは教育委員会の各部署でそのときにできる緊急対応チームをつくって、ある意味明文化されていないので弱いと言われればそれまでなので、我々はマニュアルを作ろうとしているのですけれども、それは今まで我々が最善と思う、例えばSSBスクールスーパーバイザーの投入ですか、スクールカウンセラーを毎日入れるだとかということについては順次どの学校においてもやっています。ただ、それを委員おっしゃるようにマニュアルというか手順をしっかりと策定して、そのとおり誰が対応してもできるようにしたいというのは今後取り組んでいきたいと思います。

- **下田教育長** ちょっと誤解があるようなので、もう本当に日々繰り返し情報を取ることをやっています。その上で司法、地検を含めて警察から提供できないと言われていることについて、委員が何回も確認されていますけれども答えは同じ答え以外は残念ながらできないです。提供いただく努力をしているけれども提供していただくことができない、事実が分からぬ段階で我々が軽率に想定した事実を言うことはできないということについては、今繰り返し答弁していますけれどもそのことについての御理解をいただきたいと思います。
- **井上さくら委員** 言っていることと違うことを言っています。私はまず事実関係について言えば、まず否定できるのかと、本市の児童なり生徒なりが被害者である可能性について否定できるのかしか聞いてないのです。別にその内容は聞いてない。もう一つは一緒に聞きますけれども、県内施設というのが本市に関わる公共施設である可能性があるのか、それは否定できるのか、それはどうなのですか。
- **下田教育長** 今お答えしたのがずれているわけではなくて、申し上げたのは、今、正式に広報した情報以外は提供されていないということです。ですからどちらの可能性も否定はできませんけれども、提供されている施設という広報をされた事実以外は我々には警察、地検から情報提供されていません。
- **井上さくら委員** それは違うと思うのだけれども、広報されていること以外を起訴状で、だって入手しているのでしょ。起訴状が広報されているものしか書いていないのですか。1通目の起訴状は入手したわけじょ。
- **石川教育次長** 1回目の起訴状は確認しましたけれども、中身についてここで申し上げられませんが、ただ、委員、中身についてはそれは公のものなのでという扱いなので細かいことは申し上げられませんけれども、1回目のところでは最初に報道された内容以外のことではなくて、ですからそこの段階でどこの場所だから、つまり報道されている神奈川県内の施設という以外のことについては私たちもそれを見ても分かりません。
- **井上さくら委員** だから本市の公共施設、学校を含めてである可能性は否定できないのだということだと思います。そうであった場合、この教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づいてやるべきことがやっぱりあると思うのですね。それは限界があるということは承知しています。しかし、先ほどあったように、この法律に基づいてどうすべきかということについてこれから作りますと、性暴力対応マニュアル、なぜ今まで作っていないのですか。

- 石川教育次長 今まで残念ながら性暴力、性被害の関係の児童生徒がいた場合もあります。その対応につきましてはそのマニュアルではなくて我々の業務上の手順に応じて、つまりそれは内規だとかですので、文面にきちんと位置づけられてマニュアル化されてなかったことは我々が今後反省して直さなきやならないところなのですが、きちんとした対応はこれまでもしてきているところでございます。ただ、それが多くは経験則だとか我々の教育委員会の中の自分たちの内規といいますか、文面化されていないもので対応してきたところもございますので、そこは整備したいと考えております。
- 井上さくら委員 なぜ作らなかつたのかについて全然答えていない。
- 石川教育次長 大変申し訳ないですけれども、それを明文化するということについて、当時ずっとここまで期間すみません、必要感を認識していなかつたということです。ですので、この辺については反省をして今後はちゃんと作ろうという方向で今動いております。
- 井上さくら委員 必要性の認識をしていなかつた。驚くべき回答だと思いますよ。基本的な指針というのを横浜市は読んでちゃんと対応しようとしたのですかね。基本的指針では、性暴力の事実があると思われるとき、事実が確定していなくても、その対応方針とか役割分担とかそれから手順、学校、専門家の協力を得た調査の実施方法、それから被害児童生徒に対する保護、支援、こういったことの留意事項をあらかじめ整理し、そして校内研修等を通じて周知を行うことが望ましい。これはまさに手順書を作りなさい。きちんと役割分担や特に被害児童生徒への保護、支援、疑わしい事例があったらこれはもう即座に必要なことだから、そのときになって急にどうしましょうじゃ間に合わないのですよ。
- だからあらかじめ留意事項だとか役割分担、手順を定めることが望ましいと、望ましいだから確かに義務じゃないかもしれないけれども、なぜこういうふうに国から言われているのに必要性を感じていないと、どういうことなのですか。
- 田中教育政策統括部長 いわゆる性暴力防止法に基づいた様々な取組について、例えばガイドラインであれば、現状では不祥事防止マニュアルなどそれを包含するような取組自体は現在も運用がされています。一方で、この今の事態を考えますと、それが果たして十分だったかどうかと言われると不十分だと言わざるを得ないと考えておりまして、今回こうした対策のパッケージの中において法の趣旨に基づいた充実を図る。これも検討したいと考えております。
- 井上さくら委員 事実関係のところで、富岡東中の矢田弘校長の件についても聞きます。先ほど事態が発覚し本人も明確に認めていると、そういう事態を横浜市が把握してから公表までは2か月近くかかっていると。その理由をいろいろとおっしゃっていたけれども、例えばその時点で、直接嫌疑というか警察の捜査対象になったのは京急の車内の動画の盗撮であったと。しかし、そういうことを校長がやっていたということは、当然、先ほど余罪はないのかという話がありました。ほかでも盗撮をしている可能性はないかと、あるんじゃないかと考えるのは当然です。そのことについて横浜市としてはどういうふうにして確認したのですか。
- 田中教育政策統括部長 捜査機関と情報提供いただくコミュニケーションを取る中で、その他の余罪の情報について問合せ等をしている中では、ほかで行っているというような情報には接しておりません。
- 井上さくら委員 それは捜査機関はきちんと刑法なり性的対応の撮影等の防止とかありますけれども、そういうものに基づいて罪を問えるかどうかというところで見ていると思うんですね。しかし、先ほども申し上げたように、本市の児童生徒が被害を受けているかもしれないという場合は、やっぱり横浜市として主体

的にリスクとかを把握すべきだと思うのですね。それがこの法律の趣旨だと思うのですよ。そしたら捜査機関から情報を得ていますというだけですかということですよ。

- 田中教育政策統括部長 まず捜査機関はスマートフォンなどの押収をしておりますので、そういった中でどういったものが写っていたかということも含めて捜査情報の提供を求めています。その中においては、今回送検をされた案件以外の余罪に関する情報は得られていないというのは一つです。

また、逮捕されておりませんので本人と直接会う中で、本人の供述といった言葉は悪いですけれども話の中では、そうした学校内とかその他のところで、子供を対象にそうした犯罪行為を行ったことはないというふうに申しております。それ以上の例えば個人が持っているものを調べるとかいうのはもう捜査権がありませんとできませんので、警察等から情報提供をいただくというような状況になります。

- 井上さくら委員 本人が言っているということだけでは、申し訳ないけれどもこういうことをやっているわけだからそれだけでないですねとは言えないですよ。だからスマートフォンは、その校長のスマホは当時は押収されたと、今現在は返されていないのですか。

- 田中教育政策統括部長 既に返却はされていると思いますけれども、通常そうした場合は中のデータは消去されるというふうに聞いていますので、現状でそれらしきものが残っているということはないだろうと思っています。

- 井上さくら委員 それはそうかもしれないけれども、捜査機関じゃないからといって、そしたら結局、捜査機関が有罪にできるものしか問題にできなくなっちゃうじゃないですか。

この先ほどの法律の文科省が言っているところでは、他の法律で有罪にならなくても児童生徒に対して性暴力を教員がやつたらもうこの法律に対して違反なのですよ。刑法に問えるか聞えないかじゃないのですよということが書かれています。そういうことも含めて本市としてはできる限り調査しなくちゃいけないのですよ。今の消されているかもしれないけれども、スマホをちゃんと見せてと言ったのですか。

- 森長教職員企画部長 調査の中ではその中身まで見せろというような話はしてございませんが、一応繰り返しになって恐縮ですけれども、警察から本人にスマートフォンを返すときに全てデータは消されていますという状況がございますので、我々が直接画像を確認するすべが実際にはないのです。ただ、委員がおっしゃっているようにそうじゃなくてということは承知してございますので、我々としては全校での一斉点検でも画像等、学校でのパソコンだったりそういったところは全て画像もチェックしてございます。不審な画像はなかったと承知してございます。ちなみに先ほども古谷委員の御質問に御答弁申し上げましたけれども、学校にも警察が来て捜査をして帰ってございます。一応その辺も含めて現任校でのそういう被害はなかつたと認識してございます。

- 井上さくら委員 6月13日にこの校長の盗撮事案が発生して、その後、先ほどあったように体調不良ということで、なぜ校長が学校に出てこないかの本当の理由を横浜市は隠し続けていたわけですね。しかし、その間にも本当はやるべきことはあったんじゃないですか。学校に対してのこの富岡東中学校の警察が来たというけれども、本市としてちゃんとその隠しカメラとかも含めたことがないのかどうかという調査は富岡東に関してはいつやっているのですか。

- 青石南部学校教育事務所長 カメラの確認ということですけれども、学校では6月末に不審物がないか、まず校内の点検をいたしました。その後7月の初旬に全市で点検する機会がありましたので、全教職員複数人体制で再度校内に不審物がないかを確認しております。

8月17日に改めて複数の教職員で校内に不審物がないか調査を実施しております。それとは別に、教職員が専用の機器を使用した調査を本日実施しております。

今後なのですが、専門業者による調査を加えて行う予定になっております。

- **井上さくら委員** なぜその機器の使用による調査とか専門業者による調査というのを事態が分かつて直ちにやらないのですか。
- **青石南部学校教育事務所長** 専門の機器による調査なのですけれども、このような件が起こって、業者に見積り等を取らせていただいて専門機器のほうを準備をさせていただきました。そちらのほうがこちらに届いて、早期にこちらを使わせていただいたというような状況になります。
- **井上さくら委員** 本郷台小学校ではもっと近い時間でやっていると思うのですよ。これはやっぱり校長の事態を隠していたから対応が遅れたんじゃないですか。
- **青石南部学校教育事務所長** 大変申し訳ありませんがそのような認識はございませんでした。本郷台小学校につきましては、専門的な機械を使わずに直接専門業者によって調査を行わせていただいたという経過もございます。
- **井上さくら委員** ですから本郷台小学校は6月に逮捕があって報道もされているから横浜市も公表していますし、何日後かですかカメラの所在に関して調査したということになっていますね。富岡東に関しては同じ盗撮事案ですよ。

やったのは校長の場合は電車の中だし、一方の教員のほうがどこでやったか分かりませんなのだけれども、専門業者を入れて調査しているわけじゃないですか。富岡東のほうは専門業者、機器を入れての調査が今日、専門業者がこの先、なんでこんなに遅れているのかということを言いたいです。

- **三島教育行政監** 捜索機器については物理的アプローチのところでも御説明させていただきましたが、一定の取組の中で調達を決めて先週ようやく届いたものでございます。したがって、届き次第調査を実施するということでやっておりますので、特段別に隠していた云々というつもりはございません。

また、専門業者を入れて実施するタイミングについても学校側との話し合いの中で決めたもので、特段隠していたというような背景にはございませんのでよろしくお願いします。

- **井上さくら委員** 明らかにおかしいでしょ。本郷台小学校のほうは分かつてというか、もう公表せざるを得なかつたからすぐやっているのですよ。その後、富岡東に関しては起訴があつて公表されて、実は校長は体調不良ではございませんでしたというふうにこの間隠しているから対応が遅れているんじゃないかと、そういうふうに外的に考えたら見えるわけです。子供たちだとか先ほど古谷議員の話もあったけれども、今になって分かるということのその生徒に与えている影響とか、それから外でやっぱり盗撮しているんだったらばほかでもやっているんじゃないかという不安が生じるのは当然なわけですよ。何でそんなに後手後手に回っているのかと。まず、例えば事態の公表の仕方ということと切り分けて被害を拡大させない。それから当該の生徒や保護者の不安を広げないということのために、本当はこの富岡東でもやれることがあったんじゃないかということを申し上げています。8月8日に発表する前に富岡東においても、校長がもう外で盗撮していると分かったのだから、その間、横浜市は、その富岡東の学校における、学校だともちろん対外的説明はいろんな理由があつてそれは是非かは置いておくとしても、まずは被害を拡大させない対応とかすべきことがあったと、教育長、思いませんか。

- **下田教育長** 事実として公表ができる事実が提供されていなかったのは先ほど申し上げたとおりです。そ

の上でその後の警察の捜査、それはスマホあるいはパソコンを含めたチェックが行われていた時期が経過としてあると。我々自身がその捜査の過程の中で、対外的にそうした事実を公表できない中でやれることがあったのかということについては大変難しいですけれども、委員が言われる手法が本当にその間に可能であつたのかはもう一度考えてみます。ただ、私は今回の判断についてはやむを得なかつたと思っていますし、決してできる時期に適切な対応をしたと考えます。

- **井上さくら委員** そういうこともあるからいろんなケースに関しての対応マニュアルが必要なんだと思うのですよ。対外的な公表をどうするかという話とそれから対外的に公表しないとしてもまずは取れる対策、例えば、今回の場合は直接被害者が誰と分かりません。だけでも、場合によっては対外的公表はできないけれども特定の子が被害に遭っていたかもしないという状況が先に分かるということもあるわけですよ、そのときに、じゃあ、どういう対応をするのか。対外的公表ができないからといって被害児童や生徒への対応も遅らせていいわけないじゃないですか。それならば、どうやって公表はしないけれどもその被害者へのケアも含めてあるいは法律とか基本的な指針ではいろいろ言われていますよ。どうやって距離を取るかとか、疑いだから、まだ事実として確定はしていない。でも、性暴力があつたかもしれないという場合に、その教員と子供の距離をどうやって取るかとか、きちんと考えていくことが必要なことだと思うのです。
- **下田教育長** 今御指摘いただきましたので、捜査の過程の中で情報が公開をされていないケースも含めて、二次被害あるいは容疑者自体がその犯した行為自体が確認をされていない段階を含めてどのような整理をしていくべきかは、今回は犯罪の専門家も入っていますし、警察等の意見を求めながらどういう対応が適切かは言及したいと思います。
- **三島教育行政監** 申し訳ありません。ありがとうございます。井上委員が先ほどお読みになった指針なり法律なりを我々もちろん読んでおりますけれども、1点もしかすると誤解があるかと思うのが、この法律なり指針なりは、学校現場において何らかのそういう事態を察知した場合の対応について定めたものでございます。今回のように初めに警察が介入した場合ということについては射程距離に入っていないのですね。といいますのも、学校の中でそういう相談があつていろいろ対応する中で、これは犯罪だと思ったときはちゃんと警察に通報しなさいなんていうことも指針の中では定めておりますが、そういうことから考えても、最初にもう警察が介入している場合というのは、ちょっと状況が違うのだということは御理解いただければと思います。
- **井上さくら委員** それはちょっと法律の考え方方が違うかもしれない。本当にそうなのか。じゃあ、今回のケースはこの法律のもう対象外ですよと言い切れるのか。これこそちゃんと法律の専門家に確認したほうがいいと思いますよ。だって可能性があるのだから、本市の児童生徒が被害者である可能性がまだ捨て切れてないのだから。例えば校長が電話の中しかやつていません。だったらば、児童生徒は被害である可能性がゼロだったらこの法律に基づいてではないと思うけれども、まだ今その可能性が捨て切れていないのだから、児童生徒の保護の立場を、それは警察はやらないのですよ。うちの子供たちの保護は警察はやらないのだから、それは教育委員会がやらなきゃいけないわけじゃない。
- **下田教育長** さっきお答えしたとおりですけれども、公表されているか否か、警察が入っているか否か、様々なケースがあります。御指摘いただいたのは、そのときの対処方法について想定して考えておくべきじゃないかという御指摘だと思いますので、私としても犯罪心理学の関係者、それから警察を含めてどのような範囲は対応ができるのかということは言及したいと申し上げました。そのことについてやるということ

は必要なことだと思いますので、これはどこまでできるか分かりませんけれども、それはお答えしたとおりです。同じ答弁を繰り返すことになるのでそういうふうに御理解いただければと思います。

- **井上さくら委員** 児童生徒のケアに関して少し聞きますけれども、先ほどのこの対策パッケージといふの中では、これは資料の18ページ、いのちの安全教育の推進で、11月末までに全児童生徒の緊急的授業を実施すると。それと併せてこのアンケートというのか相談窓口を紹介したりしていくと理解をしたのですけれども、そういうことでいいですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** はい、そのとおりでございます。
- **井上さくら委員** やっぱり今回の事態はもう報道もたくさんされているし、夏休みの期間でもあって子供たち同士でいろいろ情報交換とかしていると思います。そしたら、やっぱり新学期明けてすぐ、別に性暴力のことだけというふうにしなくともいいけれども、こういうことが起きたことについて子供たちがどういうふうに受け止めているか、やっぱり学校での不安感とか先生への信頼感が揺らぐとか、そういうことは生じていておかしくないと思うのですよ。そういうことも含めて、11月末までではなくて夏休み明けにすぐ子供たちにアンケートでもいいと思うのですけれども、気持ちをできるだけ出してもらう。

対応が必要そうな子がいるかどうかとか、そこからちゃんと必要な場合はスクールカウンセラーとかにつなぐということは必要だと思うのだけれども、そういうことはすぐにやらないのですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 委員ありがとうございます。今おっしゃっていただいたような明日からもう新学期に入って夏休み明け始まります。明日からすぐにカウンセラーが常駐して対応できる体制は整っております。また、そういうアングレートという形を今この場で何かこれをやりますというお示しではないのですけれども、通常の学校でも教育相談というのは夏休み明けに必ずやることになっておりまして、そういう中での不安感を聞き取るということは当然やっております。当然この当該の学校においてもそういうことは必要だと考えます。

- **井上さくら委員** 今カウンセラーを常駐させるとおっしゃったのは当該の2校のことですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** はい、そのとおりです。

- **井上さくら委員** この当該2校だけじゃないと思うのですよ。小瀬村史也教員は今の現任校だけではなくて前の学校でどうだったのかとか、当然そういうことだって心配になりますよ。ほかの自治体で起きていることを見ると、前任校でもやっていたというような盗撮の事件で、そういうこともあります。だから現在赴任をしていた学校2校だけではないと思うのですよ。対応は2校だけなのですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 現状この2校についてカウンセラーの配置ということは考えておりますけれども、当然勤務している前の学校というのも一定程度混乱はあったと思っています。ただ、もう教えていた子供たちは卒業していて、実際に本郷台小学校のことといえば、小学生にはそういった対象者はいないと。卒業して進学して中学校のは当然いるわけなのですけれども、そこについては、現在、現状のカウンセラーが対応できているというふうに聞いています。

- **井上さくら委員** 全然足りないと思います。だからスクールカウンセラーもそうだし、やっぱり緊急に、急にそんなに人材がたくさんいるわけじゃないから確かに増やすのは大変だと思いますけれども、でもこういう緊急事態なのだからできるだけ人員も増やして、2校だけではなくて今まで巡回しているペースだとかも上げるという形で、そもそもカウンセラーを増員して対応をするということが必要じゃないかと思いますけれども、教育長どうですか。

- 住田不登校支援・いじめ対策部長 すみませんが代わりにお答えさせていただきますが、現在増員してその2校に対して充てるということは行っておりますが、これは今後本当に検討していかなければいけないのですけれども、505校に対する増員というのは非常に今現実的には難しい状況にはあります。その中で少なくとも、当番のカウンセラーで緊急的なことがあったときにはすぐその学校に入るという、そういったことは今も継続して行っておりますし、今後その枠を拡大するという方向には考えていきたいと思います。
- 井上さくら委員 カウンセラーの増員は、ぜひやっていただきたいと思います。
- それからそもそもが巡回だから、一般的にはいらっしゃるのは本当に週のこの時間だけというふうになっちゃっているわけだから、必要なときに対応できるというふうになっていないと思います。
- それから子供たちへのアンケートというのは、これは当該2校に関してもすぐにはやらないのですか。
- 住田不登校支援・いじめ対策部長 申し訳ございません。当該2校に関してすぐやるかやらないかという把握は、すみません、私のほうではできておりませんけれども、これは学校がやるアンケートという意味ではできておりませんけれども、これまでもそれぞれ例えば本郷台小学校であれば全員と面談をして聞き取りをしているとか、今後、富岡東中学校においては夏休み明けの教育相談の中で、もちろんそれはアンケートも使いながらやっていくものだというふうには思っています。
- 井上さくら委員 本郷台小学校は全員と面談しただけで書いてもらうとか、ちょっと気になることを出してもらうとか、そういうことはやっていないですか。面談だけなのですか。
- 青石南部学校教育事務所長 すみません、大変失礼いたしました。対象の小学校のほうは既にアンケートは終了しております。ただ、富岡東につきましてはこれから行う形になるかと思うのですが、現時点では行われておりません。
- 井上さくら委員 だからそれはやったほうがいいんじゃないですか。本郷台小学校はやったと、結果はどういう状況なのかは把握しているのですか。
- 青石南部学校教育事務所長 学校のほうで集約をしていただいて、それを基にそれぞれの担任の先生が個人面談を行って、その個人面談の状況によってまず第一弾としては、どの子を優先的にカウンセラーにつなげるかというところに活用させていただいております。
- 夏休み明けなのですけれども、さらにその後のカウンセラーも含めた面接を担任のほうと行う予定になっております。
- 井上さくら委員 アンケートの状況は教育委員会としては把握していないのですか。
- 住田不登校支援・いじめ対策部長 アンケートの状況については南部のほうからお伝えすると思いますけれども、私たちとしては毎日の健康観察をやっております。その中で実際に記述で出てきたものは当時たくさんありました、そこについては全部把握をしながら学校に返しながらということをしております。
- 井上さくら委員 毎日の健康観察でいろんな意見はどういうのが出ているのですか。
- 住田不登校支援・いじめ対策部長 すみません、具体になるので細かいところまではお伝えできませんが非常に不安であるということや、もう先生に会えないのかという、そういった悲しみの気持ちであったりとか、またお話しをしたいという、そういった純粋な気持ちであったりとか、そういったものも含まれておりますし、毎日が心配ですというそういうものも含まれております。
- 田中教育政策統括部長 少し補足させていただきます。今申し上げました心の健康観察は一人一台端末を使って毎朝行っております。そこでは幾つかの質問項目といいますか入力項目がありますが、中には自由記

載で今の気持ちとか心配なこととかをテキストで書けるような状況になっています。それは毎朝行っておりまして、学級担任だけじゃなくて複数の教員がそれを確認することができますので、今回の当該2校はもちろん重点的にですが、そのほかの学校においても今回は不安な声が聞こえてきた場合はなるべく重点的に声かけをしたり、あるいは必要に応じて相談のカウンセラーとかにつなぐというような対策を重点的にやるよう各校に指示をしています。

- 井上さくら委員　　自由記載で特に聞いているわけでもないのに書いてくれるということは、やっぱりそういう場が必要なのだと思うのですね。そういうところにあえて書かない子もたくさんいると思います。だからやっぱりこのことについて、横浜市として学校として、大人、先生たちはすごく子供たちに対しても申し訳ないと思っているのだと。子供たちの感じていることを率直に教えてほしいと思っているのだということをもっとストレートにちゃんと言って、それで子供たちの心配な気持ちとか嫌な気持ちとかもこういうときには出してもらったほうがいいわけですよね。だからやっぱり積極的に、さっき本郷台小学校はアンケートをやったということだけれども、その内容は教育委員会として把握していないみたいだけれども、学校側が把握して、学校が、担任が面談に生かしているというだけで南部としては把握していないですか、把握はしているのですか。

- 青石南部学校教育事務所長　　具体的に口頭のみで、日々、毎日、電話連絡をさせていただいているところで、日々の状況については口頭連絡は頂いているのですけれどもそのアンケートのみで集約したものは頂いておりません。

- 井上さくら委員　　把握したほうがいいと思います。教育委員会として把握してください。学校だってすごい大変な思いをしていると思いますよ。だから学校だけでは気がつかないこととかできないこともあるのだから、それこそちゃんと教育委員会が把握して、もっとこうしたらどうだろうかとやってほしい。

それからアンケートに関しては富岡東はまだやるかやらないか分かんないという話ですけれども、中学生だって同じようにいろんな不安を持っていると思います。だからそれはちゃんとこちらが聞きたいのだと、大人としてちゃんと聞きたいのだとという気持ちを示すためにも、こんなと言ったら悪いけれども、こんなとこれを否定するわけじゃないですけれども、安全教育をします、その中で出してもらいますというのは、申し訳ないけれども子供からすると偉そうというか、今は大人たちがこんなことを起こしているのにという状態じゃないですか。だから安全教育をする前に、まず子供たちの思いをこちらから聞くべきだと思う。だから2校だけじゃなくて全校、全小学校、全中学校の子供たちについて、ぜひ別に性暴力に特化しなくてもいいのだけれども、やっぱり不安なこと、それから大人たちがこんな問題を起こしてごめんなさいということをちゃんと伝えた上で、思っていることとか心配なことがありませんかというアンケートをして、子供たちの声をまず拾い上げてもらいたいです。

そして、それを学校任せにしないで教育委員会として把握をして、それに対してどういうふうに対応できるだろうかというところからこういう急いで対策パッケージをやるのもそれはそれでいいけれども、今起きている子供たちの状態を把握して、その上で何がやれるかということをそこからもきちんと対策というか、自分たちの反省も含めてやってもらいたいと思います。

それから、このいのちの安全教育、これだって、いのちの安全教育の推進とここに書かれていますけれども、これも教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に関わって基本的な指針とか、それから文科省からいのちの安全教育、これを心と体の問題、それから性の問題、そういうものについて子供たち等

にきちんと嫌なことがあつたら言えるようにとかいうことも含めて、いのちの安全教育をしっかりとやってくださいと文科省から今まで通知が来ているはず。それは今まででは、いのちの安全教育を横浜市はどれだけやってきたのでしょうか。

- **横山人権健康教育担当部長** これについては毎年度、若年層の性暴力被害防止結果に合わせて、いのちの安全教育の教材ですか指導の手引等を学校のほうに周知して、その活用を促しております。今年度については先ほど委員もおっしゃっていましたけれども、11月末までにしっかりと子供たちが性暴力に対する正しい知識を得るとか、それから被害に遭ったときの対処法、それから広く一緒に相談窓口の情報等を身につけていただくようにしようと考えております。
- **井上さくら委員** 大体、聞いていることに答えてくれないのでですよ。自分が言いたいことを言っているだけ、自分が説明したいことを説明しているだけで私が聞いたのは、今この対策としていのちの安全教育というのをもってきて今年の11月までにやりますと言っているけれども、そもそもいのちの安全教育は国から今までだってやるようと言わっていたでしょということを申し上げているのですよ。この今回の何か教員による性暴力の対策パッケージで横浜市が考えついたものじゃないわけですよ。文科省から少なくともこの法律は令和4年に指針が出てからは毎年徹底してくださいというふうに国から言われているはず、それでそれほどぐらいやってきたのですかということを聞いています。
- **横山人権健康教育担当部長** 失礼いたしました。各学校は事情に応じて外部の医師等のコストも活用しながら、性や命に関する授業とか講演会とかを実施しております。昨年度は私どもが把握している範囲では、116校が外部講師等を活用しながら取り組んでいるというふうに把握しております。
- **井上さくら委員** 505校あるうちの116校しかやっていないということですよ。4分の1未満でしょ。
- **横山人権健康教育担当部長** 失礼いたしました。各学校が外部講師等を利用して取り組んでいる把握の数が116校になります。これ以外にも学校独自に取り組んでいるというところもございますので、実際にはこの数よりも多いかと思います。
- **石川教育次長** 申し訳ありません。委員のおっしゃった意図は全校で行われていないんじゃないのかということだと思うのですね。いのちの安全教育については重要性は分かっていて、私も経験上指導するということについては必要性も重要性も分かっていたのですけれども、何の授業でやるというふうに決められていない中身なですから、教育課程でなかなか位置づけにくいですから、学校によっては今の総合的な学習の時間等で外部を招いてやったりすることもあるし、保健の授業でやっていたりすることもあるし様々あると思うのですが、例えば、朝の会とか帰りの会とかという時間で周知をしてやっている。それについては授業にカウントしていないケースもあって、我々としては報告を受けて集約をしていない内容なですから、今どのように行われているかという正確な数の実態は実は分かっておりません。それは私たちの反省点なので、行っていることはいると思うのですが。

ですので、今回は全部の児童生徒に対して、市立学校全部の子に対して十分準備をして教職員もしっかりと教材研究をして、11月末までにこれは授業として教育課程の中で行うということを今回改めて示したものでございます。それ以外にも委員さつきおっしゃったように、子供たちの心のケアだとかこの夏休み中に様々な事案が発表されたものですから、新学期について慎重に子供たちの様子を見ながらケアを含めて、つまり当該校だけではない全校に向けてのケアをするようについては私どもから改めて周知したいと思います。

- **井上さくら委員** つまり、いのちの安全教育は今回は全校やりましょうということをおっしゃっているけ

れども、今まで実際にどれだけやっているのかを教育委員会は把握していないことじゃないですか。把握していないくて、じゃあ、なぜそれは学校現場からすると、やろうとしてできなかつたのか、何が困難だったのか、あるいはその必要性だとかが十分に認識されていなかつたのか。何で今までできていないのかと、国からも散々言われて根拠になる法律も示されているのに何でやっていないのですかということの検証なしに何か取つてつけたみたいに、今日いっぱいたくさんこうやって対策が出てきているけれども悪いけれども取つてつけたように見えるのですよ。今までやるべきことがこういうわけでできていなかつたからこのところを反省してこうしますじゃないから、だから本当に取つてつけたように見えるのですよ。何で今までやっていることの検証がないですかということ。

- 石川教育次長 繰り返しになってしまいますが、教育課程上の位置づけがこれがはつきりしないのが、現場としてこれをしっかりとやっている学校もあるのですけれども、一体どのような時間でやっているかということが明らかにならない。これは学校の現場はいろんな例えは何とか教育と呼ばれているもの教育課程の外のものについてはなかなかやりづらいものがございます。ですので、今回その反省を生かして教育課程上の位置づけで特別活動中の学級活動という時間、教育課程の1時間を使って必ずやるというふうに今回はお伝えしましたので、今回は教育課程の中でやることで今までの反省を踏まえて確実に、着実に実施していただけるようにお願いしているところでございます。

- 井上さくら委員 こういういのちの安全教育という、これもちょっと言葉として分かりづらいけれども、包括的性教育という言い方もあります。もちろん性暴力とかリスクとか危険なことという側面もだけれども、やっぱり性の本来持つている積極的な面というか必要性とかそういうポジティブな面もあるわけですね。それも含めてきちんと自分の体を守ること。それから嫌な目に遭つたらちゃんと相手が先生であろうがどういう人であれ嫌なものは嫌といって、そして自分の身を守るすべとか、そういうことを包括的に子供たちに伝えるというのはとても大事だと思うのですね。
結局いろいろな対策もそうだけれども、やっぱり対子供ですから子供の側にも力をつけてもらって、そして性暴力をさせないということをできる状況というのをつくつていかなきやいけないと思うからとても大事だと思うのです。だからそれがやっぱりこれまで横浜市として教育委員会は学校任せであったと思いますよ。今の状況を聞いたら、なぜ数も分かっていないのだから。外部講師を使ってやつたのは116、だけれどもそれ以外はあるかもしれないけれども分かっていないわけですからね。だからそういった横浜市の教育委員会側のほうにこそ重大な問題があると私は思います。

先ほどの教員による性暴力が想定された場合というか、あり得ると思われたときの対応マニュアルを作つていないという問題も、これは先ほどちょっと申し上げたけれども、散々昨年いじめに関して本市がいじめ防止対策推進法に準拠していなかつた、違法行為を繰り返していたという問題があつたときにもう一つ、傍聴妨害の問題がありました。傍聴妨害の問題、教育次長、聞いていますか。去年ですよ、たつた1年前です。その傍聴妨害の発端となつた問題、教育長、覚えてますか。教育長が今の席にいたときじゃないですよ。前の鯉渕教育長のときだけれども、何が発端になって裁判傍聴の妨害が起きたか御存じですか。

- 下田教育長 改めてお答えするのもあれですけれども、性被害があつたということが発端になっているというのはもちろん井上議員とも散々議論しましたので承知しています。そういう意味では、その発端の部分の対応策について総合的な対応をやっぱりしていかなければならぬ。今回逆に今なのかと言われるかもしれないですけれども、今であつても全力を挙げてやる、そのことだけだと思います。

- 井上さくら委員 私は申し訳ないけれども下田教育長は確かに御自分がいらしたときには、でもまだ傍聴妨害はやっていたわけだからね。下田教育長はそれを止めたからそれは問題だと認識をされて止めたのはよかったです。しかし、なぜそれがどういう経緯で起きたのか、なぜそういうことを横浜市が許したのか、もうちょっと深めてほしい。今なぜと聞いたのは、発端はもちろん性暴力なのだけれども、その性暴力に遭った被害者の側が要請をされたという形になっているわけですよ。その被害者とその被害者を支援しているNPOから裁判所を埋めてほしいというふうに要請をされたということをもって始めているわけね。そのときに何と言われたのかということを私はよく思い出してほしいのですよ。何と言われているかというと。
- 大岩真善和委員長 簡潔にまとめてくれないと話が違ってきちゃうから。
- 井上さくら委員 性暴力を受けた保護者が二度と起こしてほしくない。だからそのための再発防止策を徹底してほしい。その再発防止のためのマニュアルを作ってほしい。そういうマニュアルを作るような立場にいる人に、ぜひ聞いてほしい、そういう要請しているのですよ。それはその検証結果報告書にも書かれている。被害者とその支援者が求めたのは再発防止策なのです。それを教育委員会は私は悪用したと思うけれども、悪用して傍聴妨害に至ったと。しかし、望んでいた再発防止とそのための少なくともちゃんとしたマニュアルを作ってくれという願いは、皆さんには傍聴席を埋めたけれども、じゃあ、このときに求められたマニュアルはこのときは作ったのですか。教育長はいないときだけれども。
- 下田教育長 去年1年を相当の時間で井上議員と議論してきましたけれども、大変やっぱりガバナンスが足りなかつたところについての議論が大半だったと思います。

私はそのことについての対応に全力を挙げましたけれども、やはりその根幹の部分の性被害、それに寄り添った対応の部分についてもう一段、もう二段も上げなければならないというのは今回は痛感しています。やっぱり元の根源の部分よりもこの巨大組織の問題点のところにまず手をつけた。どんなに苦しくても両方改善するということに全力を挙げなければならなかつたと反省しています。

今お話しをした部分で言えば、今回性被害の立場で活動されている希咲さんという方を入れたのも、被害の立場の気持ち 자체を私たちがもう一回落とし込んでいかなければならない。委員が言われた今お話しをされたことも直接そういう思いでいるということを、もう一度聞きながら対策を立案しています。反省をするという言葉は簡単ですけれども対策に変えていく、そのことについて全力を挙げる所以で、ぜひ委員も対応策について、ここが足りない、こうすべきだということを言っていただければ真摯に受け止めて、私はそれを受け入れて必要なものは対応してまいります。

- 井上さくら委員 ここが足りない、ああすべきだということも申しましたよ。しかし、それは表面的なこと、首をかしげているけれども申しましたよ。アンケートのことも含めてだし、それからカウンセラーを増やしてくださいとか言ってますよ。事実をもっと把握してほしいということも言っています。しかし、それをその都度、表面的に言って、そうですねと言つて対策とかやつても、本当に何が自分たちに足りなかつたかということの振り返りとか反省とか、それがなかつたらまた繰り返すじゃないですか。だから言っているのですよ。過去というかこれまでなぜできなかつたのかということの反省なしにこれからあれをやりましょうと、どんなに100個も対策をつくったって、しばらくして時間がたつたら何となくまた繰り返すんじやないかと。

だからさつき申し上げているけれども、この傍聴妨害の件はマニュアルを作る人に参加してほしいと言われ、そして再発防止策的な一覧表を横浜市はその要請をした団体に対して示しているのですよ。ところが結

局それは一切やっていない。だからマニュアルも未だにない。これは下田教育長、不本意かもしれないけれども、今までのことを言わるのは不本意かもしれないけれども、しかし教職員に対していろいろ研修しますはいいけれども、自分たち教育委員会のここにいらっしゃる幹部の人たちですよ。その中心部分が、教職員は自分事にというけれども、教職員が自分事じゃなくて、教職員もだけれども皆さんが今までこれだけ性暴力が起きてその都度もう二度としませんとか、これだけ再発防止をやってくださいと言いながら結局その場しのぎで済ませているから今回のようなことが起きているんじゃないですか。

伊地知副市長、どうですか。

- **伊地知副市長** 井上委員からも古谷委員からもお話がありましたけれども、なぜできなかったのか、なぜその効果が出なかったのか、その部分についてはしっかりとやっぱり検証しなければいけないと思います。いろんな対応策を考えても、さっきも行政監のほうからもありましたけれども、きちんとP D C Aを回していく。そして新しい対応を考えていく。繰り返しをすることしかこういう不祥事を防いでいく手段はないので、そこを真摯に向き合わないことにはいつまでたっても同じことの繰り返しになってしまいますので、そういうことを今、井上委員から注意されているのかと認識しています。
- **井上さくら委員** 最後に資料請求をいたします。この教員による性暴力防止法に基づいて、努力義務であつたり望ましいとされている項目がたくさんあります。法律とそれから基本的な指針でね。だから望ましいとされていることでやっていないことはたくさんあるわけですよ。この本市の現状がこの法律とそれから基本的な指針において求められていることでやれていること、やれていないこと、それらを示してください。それは資料としてどういうことが求められていて、どれができなかつたか。それはなぜで、その点についてはどういうふうに改善する考えなのかということを法律に基づいて示していただきたい。
それからもう一つは、先ほど古谷議員とのやり取りの中で、ここ10年間の性暴力に関する懲戒処分の件数が報道の数字が間違っているとかとおっしゃった。これがどういうことなのかをきちんと数で示していただきたいです。本市の過去10年間の発生率、報道が間違っているというのは文科省の数字が間違っているということですか。文科省の数字が間違っている。ごめんなさい。確認。
- **大岩真善和委員長** 今、資料要求がございましたけれども、御用意いただくことも含めて。
- **森長教職員企画部長** まずデータの誤りのところについてござりますけれども、平成27年度の数値が処分した件数は合っているのですけれども、多分、文科省のほうで引っ張ってくる母数のところ、要は頭のところですね。何人中何人というところ、その数値がほかの都市のを引っ張ってきてているような数値になっていたのです。なので、そこら辺の具体的な数値についてはお示しできると思いますので御用意ができると思います。具体的に申し上げると、そこが発生率がそこだけ0.15になってございました。ほかの年は0.04とか0.03、0.06といっているのですけれども、件数は確かに27年度は多いのですけれども、いきなり桁が変わっているという状況でございましたので、トータルでいくと10年平均で0.041という数値が正しい数値になります。パーセンテージでいくと、発生率。そうすると、恐らくワースト3ではなくて、決してさっきは誇れることじゃないと言われておりますのでもちろんそのとおりだと思いますけれども、ワースト6位以降になるかというような数値にはなってございます。一応そこは資料は準備いたします。
- **井上さくら委員** 資料を頂きたいのと、文科省がホームページでその発生率は確かに私も見ました。それが文科省が載せているのが間違っているのだったら文科省にちゃんと言って訂正していただかないといけないのですか。

- 森長教職員企画部長 そこについてはお願ひをしてございます。恐らくちょうど懲戒処分の前年度の数値を出すのが12月なのですけれども、そのタイミングに合わせて修正をしていただけるということになってございます。
- 井上さくら委員 すみません、その数字とこの68件のやっぱり先ほども傾向の話もありましたので、校長、教員とかそれから会計年度任用の方とかいらっしゃいますよね。その68件、各年の処分者の職位、それから年齢とかそれと非違行為の中身、これらの一覧表を出していただきたいと思います。以上2点お願ひします。
- 大岩真善和委員長 それでは、ただいま井上委員より資料要求がございましたが、本件につきましては委員会として資料要求することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 大岩真善和委員長 御異議ないものと認めさよう取扱いをさせていただきます。
- それでは、資料は作成でき次第、各委員にお届けするようお願いいたします。質疑を続行いたします。
- 石川教育次長 先ほどの井上委員に対する答弁を一部修正させてください。私、先ほど言葉に窮して必要性を感じていなかったとお話をしましたが、内部の中では必要性を感じていて、内規というかたたき台のようなものを作りながら、先ほどちょっと申し上げました内規というもので運用していて公表に値するものは一切作っておりませんでした。ですので、このたびきちんとしたものを作るということでお約束させていただきたいと思います。
- 井上さくら委員 今お願いした資料とともに、それから先ほどのこの対応方針の中でもこれからやる部分もたくさんあります。9月の始めにやるというものもあります。ですので、今日こういう形で臨時で開いていただいたのは大変感謝いたしますけれども、ぜひ9月の常任委員会でもその後のこれの9月にやるとか、新学期の冒頭にやるとかというのもあると思うので、それらの進捗を含めて報告いただいて、引き続き議題、報告事項について議論していただけるように正副委員長にお願い申し上げます。
- 大岩真善和委員長 それでは、今の御意見は正副のほうで引取りさせていただきまして、検討させていただくということでおろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、まだ質疑の途中ではございますけれども、この際、昼食のため60分間休憩いたしたいと思います。再開は14時ちょうどにしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩時刻 午後1時00分



再開時刻 午後2時00分

- 大岩真善和委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



- 大岩真善和委員長 それでは、質疑を続行いたします。

- 藤崎浩太郎委員 午前中に引き続きというところですけれども、午前中の御説明を伺っていて、本当に今回は最低な事件がまた起きたということだと思います。最低なことで市民の皆さんからの御信頼を失墜させるようなことであったということは皆さんよく御理解されているのだと思いますが、今日この場で御説明を伺って議論させていただくに当たって、もう少しいろんないいお話が出てくるかと思ったところがありましたけれども、冒頭からちょっと残念だと思いながらお話を伺っていました。これまで同じような性暴力、

性犯罪が起きるたびに、様々な立場の方から教育委員会の再発防止に全力で取り組むというお話が発表されていたと思いますが、教育長からも冒頭、総力を挙げるとか全力を挙げるというお話がありました。森長部長からは、他人事ではなくて自分事にするのだというお話もあったりしたのですけれども、三島行政監からは、先ほど来いろいろ御指摘がありましたけれども、他都市でも同様の事件が起きているのだというお話もありました。他都市で起きているからやるわけではなくて、これまで何十件と性暴力、性被害が横浜市の教職員によって横浜市の児童生徒に対して行われてきたことが、十分に対策がなされてこなかったからこういう事態に至ってきたということを、本当に教育委員会の今ここにいらっしゃる皆さん自分が自分事として思っているのかが甚だ疑問だと思ったのが、三島行政監の他都市でも同様のことが起きているというお話だったかと思います。

全力とか総力とかお気持ちは重要なのですけれども、皆さん本当にこの全力とか総力とかを掲げてきたのかといえば、先ほど来、御指摘もありましたが、この34ページの児童生徒性暴力対策協議会の設置、令和8年度予定ですけれども、これは令和4年施行の法律にはできる規定ですよね。第16条ができる規定にされてきたから義務じゃないのでやらなかつたのであろうということが、どうしてもそう推測せざるを得ないですね。これが義務だったらやるけれども、できる規定だったからやらなかつたんじやないかと思えてしまいます。この間も資料を頂いて直近5年、令和2年から令和6年度の間に、令和2年度にはセクハラで停職が4件とか、令和3年度にはわいせつ行為、盗撮で免職が8件とか、令和4年度には免職、わいせつ行為、盗撮で4件、停職がセクハラで1件、令和5年度はわいせつ行為、セクハラで免職4件、令和6年度もわいせつ行為で免職1件、次長からも学校教育の危機だというお話がありましたけれども、危機は今起こっているのではなくて長年危機の中にずっといるわけですね。もし、これが危機なのであれば。

これまで十分な対策がなされてこなかつた一方で、事が起こるたびに全力で対応すると言われてきて、今回も全力だとか総力とかおっしゃっていらっしゃいましたが、これは本当に皆さん全力建立とか総力というお言葉を我々が信じられるかというところ。特に市民の皆さん、保護者の皆さん、児童生徒がこれまで十分な対策がなされてこなかつたからさらに対策が必要とされ、法律で定められたことが十分になされず、やろうと思えばできたできる規定もやらずに来たことが本当に全力だったのかと疑わざるを得ないということを前半の質疑の中で改めて感じました。

その点について、まず教育長から、全力とか総力とかお気持ちは大事だと思いますが、じゃあ、それは皆さん本当に自分事としてそれぞれのここにいらっしゃる皆さん少なくとも皆さんがそれは共有できているというふうに教育長、言えるのかどうか、そこから伺います。

- **下田教育長** まず御指摘いただいた今まで私が就任する前からそういう事案ごとにそうしたコメントが出てきたのだろうということは全てではないですけれども承知しています。私自身に限って言えば、やはり去年の事案の中でガバナンス、この状態でやるのかということに危機感を持って変えましたけれども、先ほど井上委員から指摘があったように、やっぱりその根本のところを同じエネルギーの中でやっていたかについてはやっぱり反省をしています。

大変難しくて、そして、私自身が全員の力を引き出していくためには相当の覚悟が要りますけれども、今回については、私も直接間接に様々な場面で絶対に妥協しないということを言い続けてきました。

今回お示しした約1か月ぐらいのところでも、やっぱり専門家を含めてそのことに対してこうして一緒に考えていただきましたし、私も最初に小瀬村教員の事案が出た直後に、まずカウンセラー、その上で対応を

というふうに言ったとき、即日の素早い本気の対応をしてくれた校長には直接電話を入れて、そのことの思いを聞かせてほしいと、現状がどうなっているかと。全てではありませんけれども、今回のことについてショックを受けた人たちが変化をしていることは事実だと思います。ただ、全てを変えていくには私だけの力ではできませんし、私が本気になりここにいるみんなはついてきてくれていますけれども、そう感じる発信と表現と結果を積み上げなければならぬと思います。今、私がどのような言葉をしゃべっても答えと変化が全てなので、そのことについては今までと違う結果を出すために全力でやりたいと思います。その全力については今までと違うものにしたいと思います。

- 藤崎浩太郎委員 今、結果という話もありましたので、我々もそうですけれども、やはりこれから今、数年、子供を学校に預けている皆さん、これから子供を横浜市市立小中学校に通わせる皆さん、そういった多くの方々、日頃から地域で関わってくださっている皆さん、本当にいろんな方がいらっしゃいますよね。そういう人たちにちゃんと結果で示していただきたいということから始めていきたいと思いますが、次に、副市长に伺います。

先ほど来、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律についての議論も幾つかなされてきましたが、この法律では地方公共団体の責務なども書かれています。第6条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力して、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということは地方公共団体の責務とされていますし、第11条の2では、地方公共団体は、この答申に関する施策を実施するために財政上の措置や必要な措置を講ずるように努めるということが書かれています。そういう意味で教育委員会として、全力でとか総力でということもあると思いますが、法律上、地方公共団体と学校の設置者と横浜市の大きな責任を持っていると思いますが、伊地知副市长、これは市としてどう取り組んでいるか教えてください。

- 伊地知副市长 今、委員おっしゃったように、教育委員会が行う施策をしっかりと市長部局として支えていくということが、今回も当然のことながら必要だと思っています。先ほど来、出ているようにいろいろな対策を取るに当たって、財政的なもの、人的なもの、そういう資源が当然必要になってくると思いますので、そこについては市全体で取り組むという視点で取り組んでいかなければいけないと認識をしているところでございます。

- 藤崎浩太郎委員 年度途中で来年度予算とともにこれから編成されていくというところだと思いますが、ひとまずパッケージが出されて、幾つか既に実施されているものとこれから実施していくもの。やっぱり今年度いっぱい終わる話じゃないので、来年度に向けてさらなる取組が必要となる部分が多くあると思いますので、やっぱり子育て政策に力を入れてきたこの4年間だったと思いますが、学校教育の現場で子供たちが、ここに安全・安心と書いてありますけれども、子供たちや保護者の皆さんのが、本当に安全に安心して学校に通えるのだという環境をつくるために必要な措置を市全体で取り組んでいただきたいと思いますし、それが、多分、来年度予算に、本年度中に補正予算というのもあり得るでしょうし、全体としては来年度予算でしっかりと反映されてくるであろうというところで、先ほど来、話があったと思いますが、次に今日報告していただいたものの次にどう描いていくか、どう回していくかということをしっかりと我々も見ていかなくちゃいけないと思います。

そういう意味では、この総合対策というパッケージで総合と書かれていて、先ほど来、質問に対して様々な部長、部署の方がお答えいただいているけれども、結果的にこれは縦割りになって、それぞれの部署で

結局よそで何をやっているかはよく分からず、総合対策でパッケージだと言いながらも全体としてうまくマネージできないのであれば絵に描いた餅になるんじゃないかということも危惧しています。そういう意味でこのパッケージを誰が責任を持って全体をマネージしていくのか。誰がやることになるのか教えてください。

- **三島教育行政監** 今回のパッケージの取りまとめに当たりましても私、行政監とあと法務ガバナンス室が事務局を務めまして進行管理等を務めてまいりました。引き続きこれらに対する●着実に実行されるようにチェックしてまいりたいと考えております。
- **藤崎浩太郎委員** 今、明確に責任者をお答えいただきましたので、今後、例えば、先ほど南部の事務所長もいろいろ御答弁くださいましたし、不祥事があるたびに南部事務所長とか人事部長とかが全力で取り組みますみたいなコメントを出されています。それが多分、これから三島行政監になっていくのかというところもあると思いますので、誰が責任を持って最後に問題が起きたときに対応し切れるのかというところだと思いますので、先ほど名前を出しましたけれども、三島行政監も自分事としてやっていただけるというふうに下田教育長がおっしゃっていますので、しっかりとパッケージという形で出した以上はそれが形骸化しないように取り組んでいただきたいと思っています。

ただ、一方で、先ほど来、ハンドブックの話なんかもありましたし、平成20年には横浜市立公立学校教職員行動基準というのが策定されていたりとか、職員に渡されたりとかしていると思います。ハンドブックなんかを見ても盗撮についてもちろん駄目だということを書いてあったりとかするわけですね。通知としても平成25年ぐらいに通知が出されていましたとか、何度も言つても起きてくるということで、そういう文書でやつても駄目だからコミットメント型というものを新たに入れてきたんだと思いますけれども、今回の御説明の中の資料の中でも、コミットメントのところだと、12ページですね。教職員、児童生徒、保護者等間で合意形成を図り宣言すると書いてあるのですけれども、そもそも今回は教職員の問題が問われている中で、そこら辺がすっきりしていない中で、教職員、児童生徒、保護者間で合意形成というのがいつできるんだろうかと思うわけですね。

例えば、人権教育を横浜市もやりますと、第4期横浜市教育振興基本計画にも書かれていますし、従来からやってきていると。人権意識を身につけるための教育をする人たちに人権意識が問われているという中で、そこを解決せずに合意形成とか、信頼し得る合意形成相手として児童や保護者から皆さんのが見られるかどうかですね。やりたいことは分かりますけれども、この順番的に時期は夏休み明け以降とか書いてありますけれども、皆さんのが合意形成の相手としてふさわしいと思ってもらえるところをちゃんと整理して形にしていかないと、この合意形成はこれも結局は形式的なものにならざるを得ないんじゃないかと危惧しますが、いかがでしょうか。

- **三島教育行政監** 御指摘は本当に深く受け止めなければならないと考えます。もちろん一定の信頼関係があることが大前提になるのですけれども、こういった注意喚起、例えば盗撮はしてはいけません。当たり前のことですが教育委員会から単に通知をするよりも、どういうことを守っていくことによって子供たちを安全に確保するのかということをまず教員同士で話し合って、教員がこういうふうに約束していくことを児童生徒、またはその保護者に宣言することによって、そういった手法によってやっぱり自分たちでつくったルールだから自分たちで守っていこうというふうな意識も働かせたいし、また、なんかあったときに先生が守っていないじゃんというふうに、子供たちなり保護者なりからチェックを受けるというような仕組みがつくられれば、より実効的のあるコミットになるんじゃないかということを機としてこの対策を練らせていました

だきました。

こう言つてはなんですけれども、実際に非違行為に及ぶ教職員は本当にごく一部ということもございますので、地域においては信頼されている教員はたくさんいると思います。そういう教員たちがこういった活動を積み重ねることによって、大きな信頼の輪を築いていきたいと考えております。

- 藤崎浩太郎委員 今、一部の教員だという話もあったのですけれども、それは氷山の一角で表に出るのが一部というだけですよね。皆さんの中でどれぐらいの犯罪が起きていて、明確に犯罪として取り上げられることなく、通報されることなく、相談されることなく、子供たちも親にも誰にも言えないまま卒業していくかどうか、これまで何人いたかどうかなんかは分かんないわけじゃないですか。一部の人がやることだからという表現自体が、こういったパッケージを十分に動かせる機会を失う発言じゃないかと私は思います。誰もがこれは犯し得る、誰もが犯罪者になり得る、誰もが児童生徒を傷つけるというその自覚がない限り、一部の人の話だから信頼されないのは一部の人、それ以外の信頼される人は一生懸命宣言しましようみたいな話じゃないんじゃないかと思いますが、いかがですか。
- 三島教育行政監 全くその御指摘もおっしゃるとおりだと思います。我々は今回、総合パッケージというふうに申しておりますけれども、やはり一定数そういったことに及ぶリスクがいる教員も内部にいるという前提に立って、お互いの違和感にどういったところで気づいていくか。また、気づいた違和感をどういった形で共有して事件の防止につなげていくかというようなことも、併せて実施していくことによって事件を防いでいきたいと、そういう意味で総合パッケージというような言い方をさせていただいているところでございます。
- 藤崎浩太郎委員 教育長に確認で、名前がパッケージという形で、これは再発防止をしたいのか、再発防止と併せて何をしたいのか。再発は防止したいけれども発生したものは早期発見したいのかとかいろいろありますよね。そこは先ほど井上委員もタイトルが分かりづらいとありましたけれども、これは何をしたいということで理解したらいいですか。
- 下田教育長 タイトルのつけ方は我々が伝える意思が適切に表現できていなかった部分は、先ほど御指摘を受けてそういう部分は反省していきたいと思いますけれども、まず我々は今回のような事態を絶対に起こさないための防止策、そのことについて示して、そして行動を起こすということで、そのことを通じて職員自身がその行動を実践している。その姿を見ることが信頼を回復することだと思います。
- 私は今回繰り返し話したのですけれども、私がしゃべって、そして教育委員会がひな形をつくり、その行為はある意味それを実践するということを頼まれたという行為になりがちなので、それぞれの学校の中で私たち自体が材料を提供して、披露し、行動に移した姿を見たとき、今回も何回も聞きました。先生たちはここまでやってくれているのだという声を聞きました。そのことが起こっていくことを通じて信頼を回復していくと。そして、それは必ず防止につながるということであって、防止をし、その結果積み上げていった行動の変化、教員の意識の変化の表れが信頼を回復する。これは簡単なことではありませんけれども、そういうものを含めて安全な空間と申し上げているのですけれども、その意思がしっかりと伝わるように表現をし、伝えていかなければどういう意図なのかという、そこにつなげるのかと思いましたので、今申し上げた気持ちでこの1点だけではなく、結果としてそういうものをつくり上げていきたいということを考えております。
- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございました。性善説的に言えば、皆さんがそうやって改善してよくなつていって、それが伝わっていくということが自然に起こつていくと、時間をかけて。そればかりじゃないで

でしょうねと思うわけですね。下田教育長はそうかもしれないけれども、下田教育長も何年かしたらいざれその座には座らなくなる日が来るでしょうから、次の教育長になったら、もしくは今ここに座っている皆さん役割が、部署が変わっていったら、また違う人がその席について引き継いでいくわけですよね。そのときに今おっしゃったようなものが理想どおりにいけばそうかもしれないけれども、そうならないよねということも含めて進めていくものになるだろうと思っています。

そういう意味で、今回、地域とか、すごくどこかに第3段階ですね。物理的、人的の中に児童生徒、保護者等を含む、教職員がいたのですけれどもここに地域が出てこないですね。皆さん学校運営協議会の地域の皆さんとともにこの教育環境をつくってきたと思いますし、横浜市の目指してきたものビジョンの2030とかにも書かれてこれまでもあったと思いますけれども、社会に開かれた教育課程というものを非常に重視してこられているし、これからも重視していくということが横浜市教育委員会のビジョンであり、そのビジョンに基づいて皆さんはいろんなことを政策展開されているわけです。

今回は、先ほど地域に説明がちゃんとされていなかったという話もありますけれども、じゃあ、皆さんが保護者から教職員が一生懸命努力している姿を理解してもらうというのも大事ですけれども、教職員が何をしようとしているのか、どんなルールで、今、性暴力の指導を教員に対して行っているのか、児童生徒に対して行っているのか。ガイドラインというお話も先ほどありましたね。これからつくるというお話がありましたけれども、学校の中でどういったルールで、今回は研修動画も作るという話ですね。どんな研修をして、どんなルールをつくって、教員がどういう姿になっていくことを皆さん教育委員会が考えていて、どういうことをしていたら教員が問題を起こしていると言えるのかどうかとかを、やっぱり地域や保護者の人たちと常に共有し続けることが大事なんじゃないかと思います。

それは横浜市の教育ビジョンであり、ともすれば問題が起きればオープンにするよりもクローズドな環境に走りがちではないかと。かつ自分たちの責任であるのは当然だけれども、自分たちの中だけで解決しようとして、結果的に自分たちの中だけで解決し切れず、さらにまた来年、再来年と全力でやります、全力でやりますということが出てき兼ねないんじゃないかと思います。今回、教員同士でチーム学年経営とか教員同士でも協力していきましょうとありますけれども、やっぱり保護者、地域社会、自治会とかいろんな方に学校運営協議会に入ってもらっていますけれども、そういう皆さんとともに、やはり性犯罪を起こさない、性暴力を起こさない学校、教職員と現場をつくっていく必要があるんじゃないかと思いますが、教育長の考えを伺います。

- **下田教育長** 私も区長をやっていましたので、今、御指摘いただいた議論は結構してきたのですけれども、改めて表現が少し足りていないということを感じました。実際に私がこの間直接やっている中でも、学校運営協議会をはじめPTAを含めて、学校と相談しながらの動きは随分生まれてきています。これは全てではありませんけれども。

先ほど合意形成という言葉がコミットのところにありましたけれども、やっぱり伝わり切っていないということですけれども、こういうことはいけないよというのを教員だけで観察したりどこかの査察が来るのでではなくて、みんながそういうことに対して絶対なくさないように気にしているよと、それがどういうことなのかということ自体が共有されるということが前提でないと、コミットというのは機能ないです。これはいろんな方に意見を聞きましたけれども、そういうことを共有する。今、スグールとかを使いながらいろいろやっていますけれども、様々な形で共有するというところの表現については、もうちょっとやろうとして

いることを表現しなければ伝わらないと思いましたので、今御指摘を受けたのを含めて本来絶対大切だと思っていますので、それは参考にさせていただき形にできるように努力します。

- 藤崎浩太郎委員 よろしくお願ひします。本当に今回はやっぱり入り口は皆さんの、ここに座っている人たちが個人的に犯したことじゃないですけれども、やはり教職員による犯罪、これをどうするかというところから始まっていますので、皆さんに協力していただかなくちゃいけないわけですよね。

それは児童生徒にも理解してもらう努力は皆さんにとって必要だと思いますので、こういうパッケージの中でどう表現していくかの問題かもしれません、しっかりと皆さんに伝えていくというものを、それこそさつきのマニュアルみたいな話もそうですよね。幾ら教育長がそう思っていても書かれていなかつたら職員には伝わりませんし、書かれているからこそ、それじゃあ具体的にどう落とし込んでいったらいいのか生まれるはずなんで、そういうところはしっかりと明文化していくという作業はやっていただきたいと思います。

本当に相談とか気づくとかいっぱい書いてあるのですよね。気づけるかどうかとか書かれていて、今の地域の話で言えば、私もいじめとか虐待とかで通報していいものかどうかという相談を市民の人から受けたりするわけですよ。例えば、学校の中で支援に入っている人からも相談を受けたことがありますけれども、クラスの名前は言えないけれどもちょっと疑いがあるんだと。だけど通報していいか分かんないし、もし違ったら申し訳ないと思って、気づいていてもその先に行けない人たちがいるわけですよ。

やっぱり気づいてほしいというときに、何がルールとしてあるのかというのがいろんな人に伝わっているから、そこ気づいたときにこのルールに違反していますねと、すごく分かりやすく言えば、先生と児童が2人で日曜日にどこかに遊びに行っていたというのを気づけば、これは明確に駄目だというのは書いてあるわけですね。いろんなふうに書かれてきたわけですよね。それが伝わっていなかつたら、たまたま指導で連れていただけなのかなとか、校内活動でなんかあったのかなとか思っちゃうのかもしれないけれども、それが完全に駄目だということをちゃんと共有していくこと。それが形骸化しないように毎年繰り返し伝えていくことというのが大事じゃないかなと思っています。

そういう意味で今回、児童生徒向けの専門相談窓口の充実というのが出されて、これは根本的なところで念のため確認ですけれども、性被害に遭った児童生徒がどれぐらい自ら相談窓口に相談できると考えていらっしゃるかですね。相談しやすい環境をつくるという話がありますけれども、そもそも性被害の被害者があらゆる相談をしづらい、警察に通報とかができないというのは過去から指摘されているところですが、そこをどう捉えてこの専門相談窓口の充実をメニューにしているのか、まず伺います。どなたか。

- 住田不登校支援・いじめ対策部長 相談窓口につきまして、性被害における相談窓口を直接、夏休みの安心・安全のためにつくったわけですけれども、実際にはこの期間の中で5件の相談です。これが多いか少ないのかの評価は分かれるとは思いますけれども、まずはきちんと匿名性を担保するということは一つ必要だと思います。その話の中で、これは相談に誰が乗るかということももちろん大事です。そういった話の中から必要に応じてきちんと対応するためにしっかり聞いていく。ただ、性被害の場合は聞き過ぎてもいけないというのもあります非常にそのバランスが難しいところではあります。ただ、明らかに専門的な相談窓口というのは、ここに名乗り出てもいいんだよという声を上げやすい環境をつくるということは大事だと思っています。

- 藤崎浩太郎委員 それで先ほどの御説明の中で触れられていたと思いますけれども、文科省が三菱UFJ

リサーチコンサルティングに出している事例集みたいなやつですね。この中でも皆さん御覧になっていると思うからあれですけれども、性被害は別に児童生徒に限ったものじゃないですけれども、警察に通報できるのが通報率が十数パーセントと試算されていますよ。これは皆さんには把握されていると思います。今の5件というのがこれと同じようなペースとは思わないにしても、もし同じだとすれば50件ぐらいもしかしたら、全体があつてその10%の5件が相談になつてるのはかもしれないということを、皆さんには考えなきゃいけないわけですよね。そこはちゃんと考へているのかと思うわけですよ。考へないと5件相談がありました。それは重要だと思います。ゼロだったものが5件出て、その全体の10%とか十数パーセントかもしれないけれども、これがちゃんと相談できたのであれば窓口があつてよかったとは思います。

ただし、できない人たちがまだたくさんいるよねということを皆さんはどれだけ把握できて、それを常に考えながら行動していけるかと大事じゃないかと思うのですね。それがうまくいけば、今まで十数パーセントといわれていたものが横浜ではもしかしたら20%とか30%行くかもしれないけれども、それでも7割とか8割とかの子は相談できずに終わるかもしれないわけですね。そこは本当に相談窓口を策つくっておしまいにしてほしくないと思っていて、相談できない子たちがアンケートという話もありましたね。指針にもアンケートの実施と書かれていて、今回もアンケートをやりますというふうに書かれています。タブレットでも出せるようにしますよとかあるのですね。

言いたいことがいっぱいあってまとめてなくて申し訳ないのですけれども、事前に資料を要求したら、スクールセクハラの相談窓口を今回タブレットでやられますけれども、セクハラ相談窓口は平成11年ぐらいにつくられて、二十五、六年やっているけれども、各学校に窓口をつくって今まで一度も集計されたことがないという説明を受けています。それほど相談もなかったという話のようですし、505校であつてそれぞれで行っているのでしょうかけれども、25年間、26年間ぐらいやっていて集計がないから、じゃあ、どのぐらい相談されたかもよく分かりませんと。今回やることも相談窓口をつくっておしまいにならないようにどうしたらできるかと思うのですね。

さんは相談窓口をつくりました。相談件数が5件でした、10件でした、30件でした。でも、相談できていない子たちにどう皆さんがアプローチを続けられるかですよね。これは難しいテーマだとは分かっていて聞いていますけれども、そこに思いをちゃんと向け続けられるかというのが、この性暴力の被害者を保護していくこと、守っていくこと、それは再発を防ぐことだと思うのですが、そこはどう考えて取り組んでいくのでしょうか。

○ 下田教育長　　今のところは、そういう意味では結構思いを持ってやってきたので私から答えます。

まず今回は性被害の視点から専門委員に入っていただいた、追加した方と私は直接話しをしましたけれども、そういう意味では、その視点から見るとなかなか言い出せない実情、それから周りが言うようなアンケートの仕方に對して逆に二次被害を含む恐怖を感じることもお話しをされていました。ですからその設計については極めて慎重にやることが寄り添うことだと思っています。

まずやらなければならないのは、先ほどコミットの話しましたが、ちょっと違うと。全員がそのことを起こさせないという空気を前提としてつくっていくスタートがないことには、相談の人を拾うというところから始めてしまつてはちょっと違うなというのは専門家の方々と相当ディスカッションした中で、まずやれない環境、そこをつくり上げるということをまずしっかりする。その前提で、恐らく言い出せないとても難しい状況があるので、そのときにチームの複数の目で担任制で見ること。

さらに、こころの健康相談は進化させようとしていますけれども、オンラインであればアクセスしてちょっととした表現を出すことができる人、そして相談のチャンネルを多様にすること、あらゆることをやつて小さなシグナルを察知するということをやっぱりやっていかなければならない。実際にその被害に遭われた経験、相談を本当にたくさんされている方をもってしても、どのような状況だったら言えるかという正解の答えはなかなかなくて、そうしたチャンネルを多様に用意して小さなヒントをつかむこと。その=前段=をなくすことに総合的に行う、そのことは今まで行われていないから、ぜひそこと一緒に考えていきましょうということなので、今1つずつに説明するとその意図がちょっと伝わらないと思ったので、私から全体はそのように設計されていて、そこを目指そうとして足りない部分を改善していこうとしている気持ちをお話ししたほうがいいかと思って答弁申し上げました。

- 藤崎浩太郎委員　　ありがとうございました。本当に事前にもいろいろと職員の皆さんとお話しさせてもらって、私は教師と児童生徒は権力性を見るので、偉い人に物を言えないとかいうこともありますし、信頼関係があるから言えるとかでもない部分もあったりすると思いますよ。

この間報道で、どこだったか忘れましたけれども、性教育の授業で、教員が男子生徒と女子生徒を前に出して性行為の模擬パフォーマンスみたいなことをやれと指導したときに、生徒側からおかしいと声を上げたという話がありました。ああいうのはすごい重要だと思って、いじめとかもそうだと思いませんけれども、本人が言えなくても周りが気づいたときに気づいたら今度は言えるかどうか。いろんなことをやって気づけるようになっても、さっきも間違っていたらどうしようと思って言えないとか、でも、言ったら先生にまた怒られる。自分が先生に泣かされるんじゃないかと恐くなったりとかいうことがあって、気づいても言えない子たちがいるかもしれない。そういうのはこれは例えばの話ですね。

やっぱり防災訓練なんかも日頃こうしましょうというのを実際に行動することで身につけていこうというのが防災訓練だと思いますし、いろんなことを意見を出し合って自分も考えてこうしましょうと言うことの先に、それをじやあ目撃したとき、気づいたときに、おかしいよ先生と、先生に言うか、お父さん、こんなことがあった。お母さん、こんなことがあったんだと家で言えるかとか、そういうのも訓練ということがいいのかどうか分からないですけれども、やっぱりそういうのを日頃言える、どう言つたらいいか。

例えば、地域の防災訓練であれば、人工マッサージをやるときに、あなたの消防車を呼んでくださいということを訓練するわけですよ。誰かに消防車を呼んでくれという練習をするわけですね。そういうのをやらないと消防車を呼べないというのがもう過去から分かっているからこそ、そういうマッサージをしている間に消防車を呼んでくださいとかということを練習もしなくちゃいけないわけですよ。やっぱりそういうのは日頃から身につけてもらう。頭で理解していくのと口に出せるというのはやっぱり慣れないとできないじゃないかと思ったりします。これは別にこれをやってくれという話じゃないですけれども、そういうことも子供たちに身につけてもらえるような取組が必要だと思いますので、相談窓口とか先生の研修とか子供たちの心の教育、いのちの安全の教育とか大事なのですけれども、具体的に行動に動かせるような、移れるようなこともやっていただきたいということは要望しておきます。

この辺で最後にしていきますけれども、もう全体の中で児童生徒のケアが明示がないと思いました。ケアというのは被害に遭ったときにどうされるのか、どうしてくれるのか。例えば相談窓口に相談した後に、じやあ、自分はどうなるのか、その情報は、今、匿名の話とかもありましたけれども、どう守られて、じやあ、誰が相談に乗ってくれるのか。よくあるのがスクールカウンセラーにつなぎますなんだけれども、じや

あ、スクールカウンセラーにつなぐというのは誰がスクールカウンセラーを選ぶのか。

例えばやっぱり女子だったら女性のカウンセラーがいい、男児だったら男性のカウンセラーがいいよねとかというのはもうあるわけですよね。じゃあ、それをちゃんとマッチングできるのか。相談したスクールカウンセラーとの相性が悪かったら子供はそこで何も言えなくなるかもしれない。それをじやあ誰が第三者がサポート、それに気づけるかとか、複層的にこういうことが起きてくると思いますよね。どこまでその準備ができるかという問題がありますけれども、じゃあ、子供たちが何かあったときに、その相談窓口ないしは親なり先生なり教育委員会なりいろんなところに、相談すればちゃんと自分が守られるんだというものがここにはあまり見えてこないわけですね。そこがちゃんとセットで用意されないと、この児童生徒アプローチというのも出口がないというか、入り口はいっぱい書いてあるけれども出口がないという感じですかね。だからそこら辺をどうするつもりか教えてください。

- 住田不登校支援・いじめ対策部長　まさに我々がやろうとしていることの話だと思うのですけれども、基本的に事案を把握してそれに対する事実を解明というか事実が分かったとして、ケアに当然移っていくわけなのです。そのケアについては、学校であれば、当然、管理職が学校の校内の中でそういう支 援チームというのを立ち上げて、その中でカウンセラーにつなぐとか、医療関係機関とも連携するとかということを考えながら、安全確保や支援について検討、対応していきます。

当然ながらそれは教育委員会とも共有をして迅速に行っていくという、そういう流れになると思っておりますけれども、まずそのことを子供自身が自分が守られるのだということを知らないと安心・安全には当然つながっていかない。その相談にもつながっていかないということになると思います。

それはいのちの安全教育をはじめとした、そういうます啓発の中でも当然伝えていかなければいけないです、あなたたちはしっかりと守られる存在なんだということをやっぱり声を出していくという必要だと考えています。

- 藤崎浩太郎委員　これからちゃんとやっていただくというところだと思うのですけれども、守られる存在だと理解したところで、今まで守ってくれと思っていた人が守ってくれなかつた人であったことが何度もあったですから、これも全体的に教育長がやろうとしているところなのかもしれないけれども、今のをもうちょっと言い方を変えれば、全体としてどう信頼を回復して、どうやって皆さんのが守られるんだという保障ができるかという話ですね。保障がなかったら怖くて言えないですよね。二次被害になるかもしれないし、先生からなんか被害を受けていて、A先生から被害を受けていてB先生に相談したらB先生がA先生にちくつたらどうしようとか思つたらなんもできないじゃないですか。

いじめの相談なんかのときによくあるのですけれども、もう中学校3年生でいじめられて教育委員会が動いてくれないとか相談を受けたりしたこともありますけれども、そうすると、もう3年生でもうすぐ卒業するから教育委員会は卒業を待っているんじゃないかと保護者は思うわけですよ。卒業してくれればもううちの中学校から出でていってくれて、学校長にしても何にしても面倒を見る対象じゃなくなると、だから学校や教育委員会はうちの子供のいじめを取り合ってくれないんだろうというふうに保護者は思ったりするわけですよ。私はそういうふうに言われたことがありますね。だからそう思わせちゃいけないわけですよね。

いじめは児童生徒間かもしれないけれども、この件は今回は校長の盗撮なんかは児童生徒が対象じゃないですけれども、学校の中で児童生徒が性被害に遭っているものもたくさんあるわけじゃないですか。その傷は子供たちは一生背負うわけですね。先生は免職、なんらかの懲戒処分を受けて仕事を失うかもしれないし

社会的に制裁を受けるかもしれないけれども、子供たちの一生残る傷というのをどれだけ小さくできるか。そもそも傷を負わないようにしてあげるかですけれども、そこを教育委員会としてどれだけ向き合っていく覚悟で今は取り組もうとしているのか。

性被害というのはP T S Dになるとか、ひどければ自死に至ってもしょうがないようなことが起こるわけですね。そういうのがあるわけだから、そういうことにならないように発覚した後にどれだけケアをするか、そのプランというのをちゃんと用意していただきたい、可視化していただきたいと思いますが、教育長、どうでしょうか。

- **下田教育長** まず前提はもうとにかくそういうような被害に遭うことを何とかなくすということが第一です。そのためにできる限りのことを知恵を出してやるということが大事ですけれども、今お話をされた以外にあるような状況。今回があえて実際の被害の時点で、そういう方々たちの支援をしている方に入つてもらおうと思ったのは、その気持ちを理解してやっぱり実際に出たのは、将来において傷を残している方々たちのケアも、我々が考えている普通の考え方のケアで入ることはかえって苦しみになるということなので、そういう意見をよく聞いて、私たちができることは何なのかという視点を大切にしようと思ったからです。

今、正直言いますと完璧な答えがあるわけではありません。ただ、相談をしながらどういうサポートをしていくことが、我々が見たケアではなくてその傷を負った方に寄り沿ったケアができるかという視点だと思うので、今、御指摘されたことは私の中でも、あえてそういう目線をちゃんと入れて話さないと私たちの想像で対応策を積み上げてはならないと思いますので、今の御意見については、今こういうお答えですと申し上げられませんけれども、大切にしていきたいとは思います。

- **藤崎浩太郎委員** 今、私もここにないことそのものは課題だけれども、今いろいろと言うつもりはもちろんななくて、時間のない中で下手なものをつくって、それこそ本当のニーズと合わないものをつくってかえつて傷つけるようなことになってしまふがいいし、利用されないものにお金と時間を割いてもしょうがいないので、そういう意味では、追加で委員を選出されてそういった意見を聞きたいというのはよく分かったところでありますけれども、ただ、一方でこれからちゃんとそれぞれやってもらいたいということ。そういうのは保護者も分かっていれば、保護者からもそういうところに行ってみればと言われるので、そういう仕組みを、支援を使つたらいいんじやないかとかいうことができるかもしれないし、一方でこういう時代でもありますので、それがよかつたかどうかというものは体験した人から、場合によってはいろんな形でネットでも発信されていくかもしれませんし、そういうのをひっくるめて丁寧にやっていただきたいというところはもちろんあります。

ただ、ここに書かれてこなかったからやらないということではないんでしょねという確認ですし、これから今年中をかけてさらにいろいろブラッシュアップもして、来年度にかけて予算や人もついたりしていく中で、そこはしっかりとやっていただきたいということを要望しておきます。

- **福島直子委員** 私からも申し上げておきたいと思ったのが、今日パッケージというものを拝見いたしました、冒頭でやはり他都市のいろいろな同様の事例もあるので、その先駆的な対応策をここでつくっていくんだというふうに私は受け止めた発言があったのですけれども、やはり違和感を覚えました。このようなことで、本来あってはならないことで対応策をしているわけですけれども、一方で、先ほど質問がありましたけれども、法に基づいた対応というのが、どうしても日々の業務も大変だと思いますけれども、後手に回っていて十分な対応ができていないという現実があるのかということも理解をいたしましたけれども、そ

の辺をもう一度この名称、仮称というのですか、パッケージというところも何か若干感じるところはありますけれども、よくまた議論もしていただきて整えていただきたいという感じはいたします。

ただ、コミットメント型というのですか、先生がしないことということを子供さんに分かりやすく示しているこの13ページの左側の東京の事例をひいたポスターというのか、掲示というようなことは、子供にも分かりやすいし、こういうものが先ほど来、教育長がおっしゃっているように、地域の大人ですとか、また学校を取り巻く人々にも、先生というのはこういうことはしない人なんだということが端的に表されるので、理解しやすいかというふうには受け止めました。

この3項目、内緒で2人きりにならない、内緒で連絡しない、必要もないのに体に触りませんというようなことは分かりやすくていいな。大人も分かりやすいし、先生もちろんそれはしてはいけないし、周りの関係する子供たちを取り巻く大人もそれはしてはいけないことですよというのが社会の通念としてきちんと定着する、そういう第一歩にするんだというふうに先ほど教育長はおっしゃったのではないかと受け止めたので、その点は、ぜひそれこそ頑張って、私どももしっかりとそういうものが定着するように、男の子にも女の子にもそういうものがきちっと定着するように、大人も子供も周りのおじさん、おばさんも理解するようにしたいと思いました。

学校には多くの方が関わっているので、保護者も含めて同じ共有というのと同じ価値観に立たなければいけないですけれども、あまりにも多様な様々な価値観をお持ちの社会ですからいろいろな御意見もあるかもしれませんけれども、この3項目は端的で一番分かりやすくていいのかというふうには見えました。

その上で少々伺っておきたいのは、7月22日に小学校教員の人が再逮捕、二度目の起訴を受けたときの参考資料という形で、記者発表というかホームページに掲載された本事案を受けた緊急対応の取組状況という文書が教育委員会から発信されているのですけれども、その中で、スクールカウンセラーやスクールスーパーバイザーといった人たちを学校に派遣し、児童生徒や保護者の方が不安にならないよう対応してまいりますというふうにありました。

これが実際に行われたのかと思うわけすけれども、では、スクールスーパーバイザーという人は、これは方面事務所から派遣されるのか委員会本体から派遣されるのか存じませんけれども、改めまして、この本件において、今回の事案において、どういう方が、誰がその当該の学校に行ったのでしょうかね。そして、どんなことをされたのか一つ伺いたいです。同時に、児童生徒に対してスクールカウンセラーを配置しますということなのですが、改めてスクールカウンセラーという方は、個々のお子さんたちに対して何かを積極的にする人なのか、それとも受け止めるためにそこにいる人なのか、何かを先生たちと一緒にする方なのか、その辺を本件の事案に沿って具体的にお示しいただきたいと思いました。

- 住田不登校支援・いじめ対策部長 御質問ありがとうございます。スクールスーパーバイザーは文字どおりスクールのスーパーバイズ、いわゆる基本的には管理職に対してこの事案についての示唆、いろいろ対応していく中で、こういう方向性をもってこのように対応したほうがいいんじゃないかということを示唆する人間です。なので、直接、児童生徒との関わりを持つというよりは、学校の管理職をはじめとした教職員に対して緊急的な心理支援を行うという立場の人間です。これは不登校支援・いじめ対策部においてリストを持っておりまして、そのリストに従って派遣できる人間を常時派遣するという、そういったシステムでございます。

今回、本郷台小学校においては=マツウラ=スクールスーパーバイザーを派遣しまして校長先生のお考え

を聞いた後に、今後、緊急支援として示す方向性を御示唆したところでございます。実際には、すみません、いつ入校したかというのは、今、記録を出しますのでそこでお伝えしたいと思いますけれども、すぐに入校した後に教職員に対する心理支援を行い、教職員がどういう心構えで子供たちに接すればいいのかということも示した上で、学校のほうで運営をサポートするというそういったことをしております。

- **福島直子委員** スクールカウンセラーについては後で伺うのですけれども、そのマツウラスクールスープーバイザーは、活動された記録というようなものは残すことになっているのですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** はい、残すことになっております。
- **福島直子委員** 詳しく伺って、それで私は勉強させていただくというのはあれなのですけれども、本当に具体的にはどういうことを先生方に聞き取ったり、また先生方と意見交換したり、今この場で何を目的にどうするべきなのかというのはどんなふうに対応されるのか、検討されるのかというのを、今回はパッケージというものができるので、今後はそうしたものにのっとってなさるのかとは思うのですけれども、この今回のような事案の場合、盗撮というのは今まであったのかもしれませんけれども、それはSNSで拡散して云々みたいなまた少し違うような時代性を感じるような対応もあるのですけれども、それ自体が学校に特段影響はないのかもしれません、具体的に学校でどういう発言をして先生から何を聞き取って、どう行動されるのか、どういう方向で解決というのか改善をしていこうと思ったのかということは記録として、ぜひ拝見をしたいものだと思うのですけれども、それは公表できるものでしょうか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 極めて個人的な情報ももちろんその記録の中には含まれておりますので、場合によっては個人情報の保護という意味では多少黒く塗る部分が出てきてしまいますかもしれません。その記録の内容になってきますので。その前提の中でお出しできるものはお出しできると思います。
まず、一時的な緊急支援にスーパーバイザーは入るのですけれども、まず基本的には先ほど言ったように教職員に対しての心理支援。いわゆるこういうことがあったときに当然子供だけではなくて、受け止めるべく教職員が心がやっぱり揺れ動いてしまったり、中には当然、今回の場合には同僚がこういったことを起こしたことについて非常に心を痛めたり、怒りの感情であったり悲しみであったりということが表出しやすい。それがまた遅れて表出したりもするわけですね。そういうことに対しての心の持ちようであったりとかケアであったりとか、そういうことをまず一時的にはお話しします。
- その上で、学校運営を行なう校長に対して、そういう教職員に対して何を話すべきなのか。また、その後に控えている学校説明会ではどういうふうに話しをするべきなのか、何を話しをするべきなのか、教職員がどういったことに気をつけたらいいのか、そういうことを総合的にいろいろとアドバイスしたり示唆したりとそういう役目を担っております。場合によっては、それは本当に場合によってはですけれども、必要に応じて児童生徒と直接対面をして心のケアをするという場面もゼロではないです。
- **福島直子委員** それでは資料請求させていただいてもいいでしょうか。委員会として、スクールスーパーバイザーがこの本件においてどのような活動をされたのかという記録を頂戴をして拝見したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- **大岩真善和委員長** 個別の事案とかいろんなことが含まれる内容になるのですけれども、それについてはいかがでしょうか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 先ほども申しましたが、極めて個人情報が含まれているものもありますので、可能な範囲で御提供させていただきたいと思います。また、入校日につきましては7月25日でござ

います。

- **大岩真善和委員長** それでは、よろしいですか。ただいま福島委員より資料要求がございましたが、今の御指摘いただいた点を考慮いただいた上で、本件につきましては委員会として資料要求することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** よろしいでしょうか。では、よろしくお願ひします。では、御異議ないものと認め、さよう取扱いさせていただきます。それでは、資料は作成でき次第、各委員にお届けするようにお願いいたします。質疑を続行いたします。

- **福島直子委員** ということで、じゃあ、マツウラスクールスープーバイザー、個人的にはあれなのですが、それでも、スクールスープーバイザーというのはこういった緊急事態の校長先生の判断が過たず行われるようないいことも大きな役割なのかと思うのですけれども、どういうトレーニングを受けた方なのでしょうか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 基本的には心理の専門職でございまして、現在は大学等で講師を務めている方でございます。そのほかにも今リストという話を申しましたけれども、それだけではなくて様々なところで活躍している方がいらっしゃいます。今回の先に申しました専門家の中にも入っていらっしゃいます西谷委員のほうも実はSS、スクールスープーバイザーとして活躍されている方でもあります。失礼いたしました。5ページの一番上のところの委員です。

- **福島直子委員** 子供の心理の専門家の方ですね。

では、スクールカウンセラーの先生は具体的にはどのような役割でどのようなことをされたのでしょうか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** カウンセラーは文字どおりカウンセリングを行うものでございまして、これは本当に心理の部分で直接対面をしていわゆるカウンセリングを行うと、それは子供に対してもそうですし、教職員に対しても同様でございます。基本は児童生徒のために入れているものではありますけれども、今回のような大きな事案に対してやっぱり教職員に対するカウンセリングも行なうことがございます。

すみません、1点訂正です。入校日は7月25日と申しましたが、6月25日の間違いでございます。

- **福島直子委員** スクールカウンセラーの先生はそうしますと、もう少し具体的に、例えば6学年あるわけですが、何年生に対してはこうとかそういうことはこれも記録として残るわけですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 学年全体に対するカウンセリングというより個別のカウンセリングですので、先ほど南部の説明の中でも、まず教職員がアンケートを取り、1対1の面談を行った後、誰をスクールカウンセラーにつなげたほうがいいのかという判断をした後に、カウンセリングにつなげているという例が今回の事案でした。そういう意味では、その年齢、発達段階に応じて当然話し方は変わりますし、何が今困っていたり何の相談をしたいのかということに応じてカウンセラーはそれぞれ相談活動を行います。

- **福島直子委員** そうしますと、先ほど常駐という話がありましたが、常駐というのはどういう状態でどういう意味をしているのですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 基本的には一日、朝から夕方まで勤務時間の中で学校に入っているというのを常駐という状態にしております。ですので、今回に関しては一日単位ですけれどもずっと必ずカウンセラーがいるというような状況をつくりました。

- **福島直子委員** じゃあ、その状態がこれからしばらくの間、当該学校には続くということでおよしいのでしょうか。

○ 住田不登校支援・いじめ対策部長 まさに先に事案として今回発覚しているといいますか、我々が認識している表に出ている本郷台小学校につきましては、緊急ではありましたのでその当該のカウンセラーだけではなくて、何かあったときに必ず派遣できるように当番のカウンセラーというのを我々は用意しています。その当番が毎日代わりに入っておりました。夏休み中もこれは予約制ではありましたけれども、そのときに必ず入ってカウンセリングを行っているような状況はございました。それをこの夏休み明けは少し拡大をして必ず決まった人間が行くようにと構築したところでございます。

一方、富岡東中学校のほうに関しましても、一日単位でいるという状況はつくるのですけれども、なかなか毎日決まった人間をそこに置くというところまではまだ構築できておりませんので、そこも必要に応じてまずは一日単位ではありますけれども常駐をするという形は整えてはございますが、これも必要に応じてどういう形を今後取っていくのがいいのかというのは、学校と話合いをした上でしっかりと行っていきたいというふうには思います。

○ 福島直子委員 そのスクールカウンセラーの先生は、人材不足というか、なかなか専門職でいらっしゃるので十分にいていただくことも難しいという話もありましたけれども、このスーパーバイザーとかスクールカウンセラーの派遣を決定するのは方面事務所ではなくて委員会ですか。

○ 住田不登校支援・いじめ対策部長 決定といいますか派遣自体は委員会のほうから行うのですけれども、やっぱり学校からの要請、それから方面事務所と学校との話合いだったり、我々がこれは必要なんじゃないかということで学校に意見具申をする中で入校しているような状況はあります。

○ 福島直子委員 横浜の場合は大変大きな規模の教育委員会なので、市一本では大変ということで4方面事務所があるわけですけれども、先ほども少しお話が出ていましたけれども、学校は校長先生が最大の責任者で差配をされているわけですけれども、その先生方を支えるために方面事務所がしっかりと機能をしていたいているかしらというところが少し気になるところでもあります。

そして、やはり学校は最前線で地域の方々ともつながっていくし、さっきも地域から校長先生の姿が消えて皆さん気が不安に思っていらっしゃる、不審に思っていらっしゃるという話がありましたけれども、それとその学校単位との地域対応と同様とはいかなくても、ぜひ方面事務所の皆様が大きな組織なので学校の数はすごく多いわけですけれども、ぜひ共有、それこそ自分事として地域の学校のそういった状況というのを把握するような機能を果たしていただきたいと思うのですね。

今回のように、その信頼すべき校長先生がこういうことをする人もあるのだというようなことを広げてしまってはいけないですけれども、何か非常にこの悲しいような思いがいたします。そういうことを全部、校長先生を不審な目で見るわけではありませんけれども、人間というのは非常に多様なんだということを感じるわけなのですけれども、ぜひ、方面事務所、そして教育委員会と重層的な組織があるので、一つ一つの学校、そして校長先生の下に一生懸命頑張っていらっしゃる先生、それからその先生方もいろいろな心の揺らぎがあったりいろいろな御事情があったり、それぞれ御家庭の御事情があったり大変だと思うのですけれども、そういう重層的なものをみんなで支え合うというきちっとした組織づくりを、ぜひ教育長には改めてお願いをしたいと思っております。

もう一つ別の観点から、先ほど来、研修というのが出てきました。先生方への研修、校長先生への研修ということでこれまで何回もいろいろな研修があったと思います。この当該の小学校教諭、また校長はこうした研修には出席をしていたのでしょうか。

- 森長教職員企画部長 出席をしておりました。
- 福島直子委員 出席していてもやはり聞いているだけということもあれば、もしかするとその研修を聞いて、自分は失敗をしないように自分の趣味をやろうと思ったりするのかかもしれない。もう本当に人間というのはもう始末に負えないとも思うのですけれども、そういう研修止まりではしようがないし、どういうふうにすればいいのか、先ほど来、教育長も大変に難しい問題で、人がどういう心でいるのかというのを見抜くことは難しいんだというお話もありますけれども、それはもうお互い様、皆一人一人心は非常に複雑で様々なので簡単な話ではないというのは分かるのですが、ぜひ研修を受けて何か身に染みて自分で子供から信頼される存在にならなければいけないと、信頼だけは裏切ってはいけないというような、そういう緊張感を持った仕事をしていただける存在であつていただけるように、ぜひお願ひをしたいと思います。
- 今後の研修の在り方、重ね重ねの質問になりますけれども、何か新しい工夫などは考えられることでしょうか、どうでしょうか。
- 森長教職員企画部長 まず本日、今ちょうど開始されたころかと思いますけれども、全管理職、校長先生を対象にしました犯罪学の視点からのアプローチをした研修を実施してございます。その中では、いわゆる犯罪は周囲との相互の作用で起きるものだと。要は犯罪の3要素というのがあるよというところからまず入り口の話をすると思います。犯罪を起こす者がいて、被害者がいて、そして環境があって、この環境は起こしやすい環境がってという意味なのですけれども、この3つがそろって初めていわゆる犯罪が起り得るという状況で、今回の我々のアプローチはその環境の部分を要は起こしづらい環境にしようと、こういうアプローチでございます。
- 実際に校長先生が学校のマネジメントを考えていくときに、じゃあ、自分はどうすれば不祥事を起こさない環境にできるんだろうというところに結構ジレンマを感じていらっしゃいます。まさにすごく難しい課題だと思いますけれども、じゃあ、こういうアプローチをしてみれば有効なんじゃないかというのをまさに犯罪学の視点から御意見を頂いたり、あるいは先ほどもちょっと御紹介させていただきましたけれども、被害者の視点を盛り込んだ映像というかを作成しまして、それを使って、これは全教職員向けに実施をしていくというような流れを想定してございます。様々なアプローチを考えつつ、非常に結果がうまく結びつけばいいと考えてございますけれども、一歩一歩進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。
- 福島直子委員 最後の観点なのですから、子供の声を聞くという話が先ほど来出ていますけれども、子供のお話を聞くのは成長段階に応じていろいろ配慮しなければいけないこともあります、言葉遣いも変えたりとかということなのですけれども、二次被害ということがやはり大変心配です。

最近、私は、つなぐという方たちとよくお話を聞く機会があったのですけれども、この方たちは実際に犯罪被害に遭ってしまった人たちをケアするということを目的に活動されている皆さんなのですけれども、言葉はいかついですけれども、司法面接研修というのが大事なんだという話をよくしてくださっていて、お話を聞くそのタイミングというのですかね。お話を初めて告白されてこんなことがあったのと言った人が、どういう対応、どういうお話を聞き方をするかによって、その後のその被害者の方のお話の仕方とか話の深さとか内容とかが変わってしまうということを強調されているのですね。

そのお話を聞き方はやはり聞く側のトレーニングが大事ですと。最初にお話を聞いた人がどういうふうに感情を表して驚いてしまったり、ああ、大変、それはこうこうこうよというような感想を言ってしまったり

するということは、絶対にしてはいけないことなんだと聞きましたけれども、そんな簡単なもんではありませんで、ぜひ多くの教員の方、子供の声を聞く立場にある方にはそうした司法面接研修というような機会も与えていただけたらというふうにも思います。

また、この方々は同時に、もう少し深刻な被害にさらされた方の場合は系統的全身診察というが必要なんだそうです。そういうこともきっちと受けられる。それからその後の心のケアというのも受けられる、子供のためのワンストップセンターというものが必要なんじゃないでしょうかということを主張されているのですけれども、確かに大変にこういった性犯罪が学校の中にまでこんなにたくさんあるということを鑑みると、せめて学校の子供たちを扱うプロの先生方には、こういった子供の心と心の傷の問題をきっちと研修を受けて、受け止められるようなトレーニングは受けておいていただきたいと思います。

また、将来的にはただいまはこのパッケージというものを基本に、まずは学校の在り方を考えていくわけですけれども、将来的には多方面の皆さんと協力して、こういった子供の心を支えるワンストップセンターみたいなものをつくるべきやいけないのかということも視野に入れながら、私たちは進むべきではないかと思います。

最後に質問ですけれども、こういったいろいろな事案が起きたときに、児童相談所とか警察とかそういうところとも、普通はいじめとかその他の犯罪被害なんかの場合は連携していくのですけれども、こういった学校起点の事案については児童相談所とはどのように連携していくのでしょうか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長**　まさに委員おっしゃっていただいているとおりで、要対協で組んでいるそういう区役所ですか児童相談所などについても同じように情報を共有する間として、今連携が進んでおります。こういった性事案についても被害者の保護の観点だったり支援の観点で、区役所でしたりそれから児童相談所なども連携して、当然、警察は捜査という意味での連携も必要ですし、少年相談保護センターという支援の場面も持っておりますので、そこと連携するということは必要なことだと思っていますし、今でもやっておりますけれども今後も引き続きやっていきたいと思います。要対協という略式名称を使ってしまいましたが、要保護児童対策連絡協議会というのが名称でございます。
- **福島直子委員**　今回のこの総合対策パッケージですけれども、そうした教育委員会外の皆さん、専門家の皆さんのが入っていらっしゃるので、そういう声ももちろん入るわけですけれども、今まで連携してきた、いろいろな事案を共有してきたそういう関係者の皆様のお声も意見もしっかりと伺って、よくよく練り上げて、しかも速やかにつくり上げるということが大事かというふうにも思いましたので、これは意見として申し述べます。
- **大岩真善和委員長**　ありがとうございます。
- **柏原すぐる委員**　私のほうから、先般、会派としてしました提出しました緊急要望書に関連した形。そして、今回示された対応策についてのコメント、あとはこういう観点はどうかというような提案といいますか仮説をちょっとお伝えしたいと思っております。

まず、今回、我々はこの事案を受けまして、非常に、もうこれまで散々議論されたとおり許し難い行為だということで、教員による性犯罪というのは当然許されないし、あってはならないということをこれまでお伝えをさせていただきました。

今回提供された資料の2ページにもありますように、時系列で少しありますが、これやつぱり6月23日に、当該教員の逮捕を受けて議会として何ができるだろうかというのが正直思いました。後ほど第2回定例会で

今年度の事業概要とかもお伺いし、昨年来ずっとガバナンスをしていくのだということで組織運営体制の方針を示された矢先の事案だけに、何ででしょうね。我々は子供たちを守れないんだろうかとか非常に議会としての無力感を感じたところでした。

私自身は子供は市立学校に通っておりますけれども、この事案があつた翌日か翌々日かですかね。子供が学校に通ったときに校長先生とお話しする機会がありましたけれども、悔しいと言われておりましたし、日々一生懸命働く教員たちに申し訳ないというふうに言われておりました。私自身は日頃大変お世話になっておりますので感謝するところではありますけれども、やはりこうした事案が1件起きると非常に信頼は失墜しますし、議員としては厳しく指摘をせざるを得ないということは改めて申し上げさせていただきます。失礼いたしました。

その後、我々議会から見たら二元代表制で一方で住民代表は市長であります、住民の一人として託した市長から何か発信があるのかというふうなところを見ていますとなかなか発信もなく、特に我々は緊急要望といったしましては、やっぱり市長、そして教育長からしっかりとこの事案に対してどう考えているのかというような発信があるべきではないかということもお伝えをさせていただきました。

時系列としては恐らく、この6月13日の事案発生の後、金曜日、我々が会派の要望書の提出、27日に市長はたしかぶら下がり取材のような形でコメントは発信はされてはおりましたけれども、その前に記者発表の資料でも市長及び教育長からコメントの発出はありましたけれども、これも過去の性犯罪における記者発表と同じような再発防止に努めますというようなコメントでしかも、全くやっぱり住民の一人として信用に値しないというふうにしか思えなかつたので、緊急要望で市長、教育長のトップによる説明責任であるとかこの事態への発信というものを重要視させていただきました。

すみません、ここまで長々とお伝えをさせていただきましたけれども、この市長に対しての情報の連絡、あるいはその後の対応の経過について、これは教育長か伊地知副市長から少し御説明いただけますでしょうか。

- 田中教育政策統括部長 すみません、小学校の教員の件ということでよろしいでしょうか。小学校の教員の逮捕の件につきましては、6月24日に逮捕されたという事実関係をつかみまして我々として公表させていただきましたが、その日のうちに市長に対しても状況の報告を行っております。市長からは、学校、特に児童、保護者の不安にしっかりと寄り添って対応することということと、事実関係の把握に努めた上で保護者説明会を含めた説明責任をしっかり果たすということについての指示を受けておりますので、それについて万全を期して対応に当たってまいりました。

市長については囲み取材も含めて、また市長のコメント等も含めて教育委員会のほうで主体的に取り組むことと併せて、市長としてのメッセージについても発出をさせていただいたという結果でございます。

- 柏原すぐる委員 ありがとうございます。本件は市長が判断あるいは行うべきことだと思いますので、これ以上の議論は控えたいと思います。

続きまして、我々会派からお伝えしました内容のうち全市的な再発防止策の観点ですけれども、今回は教育委員会の報告ということなのですけれども、市長部局の対応としましては、7月11日に恐らくこども青少年局で通知を出して、いわゆる児童生徒が学校外、教育委員会外の施設にいる環境についての例えばカメラの点検であるとか、盗撮のカメラはないかであるとかの点検等を発出されたと思います。この経過についても少し説明をお願いできますでしょうか。概要で構いません。

- **伊地知副市長** 今回の件につきまして、教育委員会を担当している副市長である私とそれからこども青少年局を担当している佐藤副市長との間でも情報交換を行って、当然その子供を対象にした制度というかは必ずしも教育委員会だけではないよねということで、共有した上でこども青少年局としてもしっかりと対応を取るべきだということで、佐藤副市長とこども青少年局の中で検討されてこのような対応になったと聞いています。
- **柏原すぐる委員** ありがとうございました。その後、いわゆる盗撮をするようなカメラはなかったというような報告があったとは聞き及んでおりますけれども、特に国のほうでも学校以外の児童のいるような施設に関しての性暴力の防止に関する法律等についても議論はされているところでありますので、学校に限らず性犯罪を防止するということは、全市を挙げて取り組んでいただきたいと改めて申し上げます。
- それから我々の要望事項の6点目にありました教育行政全体の倫理意識の再構築という観点では、今回は先ほど来、委員の皆様が言われたハンドブックの観点で申し上げますけれども、これが改定がされたのが令和5年6月ということで前教育長の時期だと理解をしております、この中でもやはり教育職員等による児童生徒性暴力等に関する項目が私はやや少ないというか、さっぱりしたものだというのが正直な印象でありました。これまでもこの不祥事防止ハンドブックの活用をされたということですけれども、この改定あるいは性犯罪に特化したようなハンドブックというようなものの改定、あるいは作成についての考え方と言いますが、何かあれば現時点で構いません。教えていただけますでしょうか。
- **森長教職員企画部長** 御指摘ありがとうございます。この不祥事防止ハンドブックにつきましては適宜修正は加えていく考えはございますので、状況を見てこの辺りはもうちょっとそこを膨らませたほうがいいのかというの検討はさせていただければと思っています。
- 一方で、もう一つ新たに先ほど資料にもお載せしてございますけれども、教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応マニュアルというのは、これから策定をしていく予定でございます。学校のほうからの御意見も頂きながらうまく肉づけをして、きっちり確定させていきたいと思っておりますので、併せてこの辺も進めていきたいと考えてございます。
- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。発生時のマニュアルも必要ですし、発生させないという意味での防止の強化というところを併せてよろしくお願い申し上げます。
- 続きまして、提案されているこのパッケージに関連してですけれども、アプローチの8、相談窓口の件ですけれども、私自身も先ほど夏休みにすぐ一連の夏休み前の通知を改めて確認をいたしましたけれども、ページでいきますと22ページの右上ですね。7月22日に開設済みということですが、現状この取組が既に、夏休みがもう間もなく明けるわけですから、どういった取組状況かということについて教えていただけますでしょうか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 22日から専門の窓口を設置いたしました。その前に、ただ窓口をつくりましたよというだけではなかなかどういうものを、例えば性暴力、セクシュアルハラスメントというかということも理解した上で、そこに相談をするということが必要だと思いましたので、チラシを作らせていただいて同時に配りしたわけです。今回は昨日までの段階でその専門窓口のほうには、これは電話もフォームも、フォームというのはインターネット上で入力ができる相談につなげられるというといったフォームなのですけれども、合わせて5件の相談がございました。
- **柏原すぐる委員** これは開示できる情報で構わないのですけれども、どういったものでしょうか。

- 住田不登校支援・いじめ対策部長 かなりセンシティブな相談内容については本当に極めて個人的な情報ですのでなかなかお出しできるものはないと思います。
- 柏原すぐる委員 分かりました。これはちょうどひと月の間ですけれども、この学校がお休みの間に少しでも救われる日常があるのであれば、ひとまず夏休み前にこうした対策を打ったこと自体はよかったですないかと思います。細かい情報はこれ以上聞きませんけれども、引き続き取組をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、私自身のこういう観点はどうかということでお伝えするのですけれども、今回この事案を受けて少しいろいろと横浜市の防犯と学校ということでいろいろ見ていくと、横浜市緊急事態等対処計画というものの中の事件等の緊急事態種別対応計画のその他のところに、一応学校に関連する防犯のものがございました。これは何かといいますと、主に学校への不審者侵入対策ということで、かつて学校に侵入して児童が亡くなるという痛ましい事件もありましたけれども、恐らくこうした過程の中で、学校が中であり外からの侵入者ということで対策を打ってきた経過があると思うのですけれども、これは中を見ていくと、例えば情報連絡体制の整備とか、これは不審者侵入発生時の緊急活動のため、あらかじめ関係機関等との情報連絡体制を整備するですか、あるいは学校の巡回体制の確立ということで、これは先生に限らず地域の見守りも利用する。あるいは校内の巡回ということで、通常の行動範囲では目の行き届きにくいところについて、不審者が潜みにくいところを巡回するとか、最後にお伝えすると、施設面では各学校は防犯カメラの設置や緊急校内連絡システムの導入とか安全確保に必要な施設の整備に努めるということで、これはかつては内外で防犯をするということだったのですけれども、今現在は、実際に今、教員がある種犯罪者として学校で事態が起きているということを鑑みると、その内外という区別をつけずに防犯というものをひとつ捉えていいんではないかというふうなことを少し仮説として申し上げたいと思っております。といいますのもいろいろと昨今の事件とか同種の事案を見ていっておりましたと、ちょっと御紹介いたしますと、例えば直近では栃木県の高校で、女子更衣室等に盗撮のカメラが11台ぐらいあったというような事案があつたりですか、あるいは例えばこれは教員ではないのですけれども、中高生が同級生を盗撮するケースというものもありますと。

2023年7月からは性的主体撮影処罰法で今年の5月までに550人が摘発された。4割が校内で発生というような事案も実際に出てきているわけでありまして、こうしたものを見ていくと、我々はどういうふうな備えを学校に備えていくべきなのかというのは、やはり今回総合パッケージということなどで考えるべきじゃないかというふうな考えに今率直なところ至っております。

今回の物理的アプローチというのが取り除くようなアプローチだったと思うのですけれども、他都市の事例ですと、千葉市立あやめ台小学校では、これはやっているかもしれません、管理職が定期的に校内をチェックして回る。空き教室は施錠をするかドアを開け放しにとか、あとは熊本県菊池市では、教員や警察関係者による性暴力対策協議会が年2校ずつ学校訪問、すりガラスから透明なガラスに変更するとかいろんな対策をしている事例もございます。

すみません、話は続きますけれども、あとは防犯カメラの設置に関して、先般、毎日新聞さんが記事にされておりましたが、全国の都道府県政令市の教育委員会の8割強がこの防犯カメラの設置については検討をしていないとアンケート回答をしたと言つておりますけれども、こうしたものも、今、地域で防災戦略の下、町を歩けばカメラが至るところにあるわけですけれども、学校というのもある種の公共空間であり、今後はこうしたカメラも私は考えるべきではないかなというふうには思っております。

つらつらと申し上げましたけれども、細かいもので言えば、子供たちが何か盗めば窃盗ですし、実際にこの犯罪というものに対する理解を児童生徒もしっかりと持って、学校外でも自分の身を守っていくんだということをしっかりとこの学校を通じて学ぶこともやっぱり重要じゃないかと思っております。

そこでちょっと確認ですけれども、この防犯カメラについては、特段、横浜市教育委員会としては設置の検討は今していないということでよろしいでしょうか。

- **三島教育行政監** 御提言ありがとうございます。先ほど引用されました市の計画のほうでイメージしているような防犯カメラについては、ほぼ全ての小中学校で設置は済んでおります。委員御指摘のとおり外部からの侵入を防ぐという目的で設置しているものですけれども、昨今の事案を考えると、例えば、勤務時間外に忍び込んで盗撮カメラ設定するようなケースもあるかもしれませんので、そういうことに対する抑止力としても有効だというふうには考えております。

それ以外の一般の教室についても検討はしたのですけれども、やはり有識者の意見を聞くと、例外なくすべからく設置してしまうと児童を委縮させることも考えられるよねと。また、特に小学校の場合なんかだといろんな教室で着替えもするからなかなかデータの管理も難しくなってしまうよねというような御意見も頂いております。ただ、例えば、委員も先ほどおっしゃいましたが、死角、学校は広いところですからどうしても人の目の届かないところというものは生じる可能性がありますので、そういうところに限定して設置するなんていうことは有意義かというふうには、まだちょっとスタディ一段階ですけれども考えておりました。今後の検討課題として認識しております。

- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。今回は教員が加害者として起こした犯罪であり、まずはそこが一番の焦点であることに変わりはないのですけれども、今、我々が教員の皆さんに向き合ってもらいたいのは、子供たちの育成というか、子供たちの成長に一番のエネルギーを私は現場で注いでもらいたいと思っておりますので、特にこの6月の定例会でもいわゆる教員の皆さんの心理的安全性とか、あの場では前向きな議論ができましたし、こうした事案があったとしても、教員の皆さん生きがいを持って働く環境というのは必要なので、そうするとやっぱりいろんな今回の紙にもありましたけれども、環境が変わっていますと、いろんな小さい端末が実際にあってネットが接続されていて、ぶっちゃけ子供たちも学校を持っていくような事例もあるでしょうと。そうした環境の中で教員の皆さんがしっかりと教育に向き合える環境づくりというのをせっかくの総合というようなところなので、対策としてちょっと盛り込んでいただきたいと思います。

その観点からすると、例えば新設校とかできるところから、新設であれば非常に工事も安価にやりやすかったりとかいろんなトライアルもしやすいと思いますので、そうしたところからぜひ取り組んで、それを効果検証していくというようなものも、ぜひしていただきたいと思います。

その観点でいくとどうしても予算が必要になってくると思いますけれども、先ほども藤崎委員からもありましたけれども、この財政措置とか補正予算を含めた対応も考えるべきと思いますが、この辺りはどのように考えているか。これはカメラに限らずですけれども教えてもらえますでしょうか。

- **三島教育行政監** ありがとうございます。総合パッケージのスケジュールのところにも簡単に書きましたけれども、まずは夏休み中にできることはやって新学期は安全な環境で迎えたい。夏休みに間に合わないけれども今年度の予算でできるものについては年度内になるべくやっていこうと。その結果いろいろやってもどうしても予算の関係でできないというものについては、当然、新年度の予算を要求して対応するということなんかも考えております。

したがって、今回、新学期の9月ぐらいから試行的にいろいろ準備、実施する計画がございます。例えば一例を申しますと、教員のスマートフォンを管理するためのボックスを一部の学校に配置して、教室に持ち込ませないようなことなんかも試行することを考えておりますが、こういったものがどれだけ効果があるのかということなんかも検証して、新年度の予算要求につなげていくというところも考えておりますので、また御相談させていただければと思います。よろしくお願ひします。

- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。また、恐らく大体11月に国に予算要望もしているかと思いますので、そうしたものもまずは恐らく国のほうでもどういったものが効果的なのかとか、地方自治体がどういったものを探しているのかというの、やっぱり地方からぜひ声を上げていただきたいと思いますので、それも御検討いただきたいと思います。

次に、ちょっと別の観点ですけれども、今まで市立ということでやってきたのですけれども、市内に私学の小学校、中学校にこういう子供たちもいますと。基本的には教育委員会としては管轄外になるかと思うのですが、その中でもどうしても我々の身の回りにはそういう子供たちもいまして、それに関してはどのように捉えたらいいのか、もし、副市長、現状、横浜市としての対応できる対策について教えてもらえますでしょうか。

- **伊地知副市長** 申し訳ございません。県内における私立の学校については基本的には県の所管となっておりますので、我々が県内の私立学校についての実情を把握しているということはないと考えています。

- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。今日は教育委員会ですので、恐らく市内に住んでいる子供たちに対する性犯罪というものに対して、じゃあ、しっかりと県だけで対応できるのか。事案によると思いますけれども、これはこども青少年局も含めたものだと思いますので、まずそこで私も議論喚起をしていきたいと思います。

続きまして、6月の=第2回市会定例会=で共有された組織運営方針の観点で今現状はどこまで進んでいるのか、今回の性犯罪のこの事案を絡めて御確認をさせてください。今年度は例えばスクールロイヤー弁護士の活用ですか、ガバナンスに関するアドバイザー弁護士の活用、そして教育委員会のスリーラインというようなことが示されておりましたけれども、今回の事案においてはどのように機能したのかというものを教えていただけますでしょうか。

- **三島教育行政監** ありがとうございます。スクールロイヤーについては、すみません、今細かい日程を確認しますけれども、既にもう配置は済んでおりまして各校がいつでも相談できる体制は整っております。また、ガバナンス体制の強化のための三菱リサーチ＆コンサルティングの関係につきましては、今回の対策委員会の委員にも入ってもらっていますけれども、三菱リサーチ＆コンサルティングのコンサルの方1人は委員として、また1人はアドバイザーとして今回の検討にも参画してもらっています。

そして=第3ライン=、まさに、私、行政監なり法務ガバナンス室がそれをさせておりますけれども、通常の業務とは一步引いたところから客観的に事務局の運営を見て、事務局が間違った方向に行かないようチェックするというような役割を担う組織でございますけれども、今回のこの対策検討においても事務局的な機能になっておりまして、進捗管理をするなり取りまとめをするなりということで役割を果たしていると考えております。

- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。あと、こちらは私としての意見としましては、ガバナンスに関するアドバイザーについては有効に機能したと私は思っております。実際に内閣府等での実績があるからこ

そ機動的な対応につながったものとこれまで聞いて感じております。

一方でこの行政監の役割として、進捗管理とかいわゆる取りまとめというのはもちろん重要な役割でありますけれども、先ほどのお話を聞いていると、性犯罪の学校内での盗撮の事案については他都市ではあるというような表現をされていましたりもされておりましたし、できれば過去の様々な性事案がありましたので、それを踏まえたリーダーシップといいますか、不足するものはしっかりと指摘をするような形でやっていただきたいというのが午前中のお話を聞いての感想として持っておりますので、引き続き役割を期待をしておりますのでよろしくお願いします。

- 三島教育行政監　　ありがとうございます。御指摘を受け止めてその役割をしっかりと果たせるよう頑張つてまいります。

また、先ほど少し答弁がぐずぐずしてしまいましたスクールロイヤーの関係ですけれども、6月23日から相談体制が整いましてスタートしているという状況にございます。

- 柏原すぐる委員　　私のほうから最後ですけれども、以前も定例会でパーカスの浸透をトップとボトムアップでやっていくというようなところをお伝えをさせていただきました。今回の主眼としてはこの教員による性犯罪、これを防いでいくんだというのが主眼ではありますけれども、私としては今年度は様々始まった取組が機能していることと思いますし、これをもっと進化していただきたいと思っておりまして、前回の質問の際には、まだこれからですということだったので、このコミュニケーションの活性化の取組について改めて教えていただけますでしょうか。

- 三島教育行政監　　ありがとうございます。パーカスを設定することによって職員のモチベーションを上げていこう。また、やる気をアップしていこうという取組はこの間もずっと続けております。毎月1回ガバナンス戦略会議という会議を、去年は部長以上と一部の課長メンバーに招集して会議を開催しておりますけれども、今そのパーカスの素案の一歩手前ぐらいなどころまで固まったところでございます。今後、教育長とも議論した上でその素案的なものを固めて、各部でまた議論をしてもらって、教育委員会としてのパーカスの策定につなげていこうというようなことで動いておりますので、また結果を御報告をさせていただきます。

- 柏原すぐる委員　　すみません、1点言い忘れまして戻ります。これが最後の質問にさせていただきます。24ページですかね。アプローチ9の複数教職員での見守りというところで、これは意見として申し上げますが、ちょうど7年度のモデル校での試行をチーム担任制というものが進んでいるということで、これを全市に全校的に展開していくということが書かれておりますけれども、私としてもこれはぜひ進めていただきたいと思います。

ちょうど試行校のお話を伺う機会も様々ありますし、非常にメリットしかないというような御意見、現場の声もありますし、実際に今日は石川教育次長からも対話を重視していくんだというふうなお話もありましたが、いわゆる教室あるいは生徒児童に対して複数の教員が関わるということで、情報共有も当然、対話の●もありますし、実際に児童の側も選べるといったらあれですけれども、人なので苦手な先生もいれば話しやすい先生もいるというところで、やはりこうしたこれも一つの環境かもしれませんのが、当然、人件費のかかることではありますけれども、やはりこうした環境づくりなくしてなかなか学校の現場というのはよくならないのかというふうにちょっと感じているところでありますし、私自身としては何かデータでチェックしているわけではありませんけれども、望ましいことだと思いまして意見として申し上げて以上といたします。

- 佐藤祐文委員 今日は長時間にわたりまして議論、資料等の御説明をいただきましたけれども、まず冒頭、この議論の中でいろいろ聞いていると、今回示されたパッケージについての話から若干膨らませた話、関連した話というのがかなり出てきました。委員長におかれましてはやっぱりそこら辺のことを留意した委員会運営というのをぜひお願ひしたいということをお願いしておきます。

私からは7月15日に対策委員会の委員を委嘱をされているわけですが、その後お盆休みなんかもある中でこれだけお忙しい方々を含めてこのパッケージをまとめられた、これはひとつは褒めなきやいけないのかもしれないけれども、本当に深い議論をしたのかというような懸念もあるのが事実だと思います。中身について申し上げれば、今日いろんな意見が出ました。同じように意見を持っておりますけれどもこの場では避けます。

私から言わせていただきますと、結局6月の事件が起きた後、各学校に対して各学校の受け止めですよ。各学校の受け止め、様々なところに隠しカメラがないかまずチェックをするという指示が出たと。指示を教育委員会からもらったという受け止めになっていると思います。今回のパッケージも学校現場からの声を聞いたという形になっていますが、本当にこの短時間でしっかりととした声を聞いてまとめられたのかと甚だ疑問な部分があろうと思います。

先ほど来、議論を聞いていますと、着実に実行だとか、頼まれてやるわけではなくて自分たちで取り組むとか様々ありますが、率直に申し上げてこのパッケージをしっかりと形にして実績を上げていくということを考えれば、私の私的な考えではあるかもしれませんけれども、教育の現場の風土というか意識というか、簡単に言うと教育長以下横浜市はこれだけの学校数、500校の学校があってこれ全てピラミッド型になっている。方面別の教育事務所があって方面別の事務所長がいてそれがピラミッドになっていると。

それは私は本来は主役は子供たちであり主役は現場だと思っています。そういった意味でこういうパッケージをつくったから、あとは現場でやりなさいではなくて、現場にいかに寄り添った形で現場がやりやすく実績を上げるか、こういうことができるものが本当の意味の総合対策のパッケージだと思っていますので、そこら辺は細かなところには申し上げませんけれどもしっかりと見ていきたいと思います。

ぜひこれは私からのお願いですけれども、そういう目線で教育長だ事務所長が上じやないよと、とく学校に行くと例えどこかの指導主事の先生が来ると、何々先生、今日はありがとうございますと紙が貼ってあるとか、これは今はあるんだかないんだか分かりませんけれどもそういうことではない。いかに教育主事はじめ教育委員会が現場をどう支えるんだと、こういう意識を持って取り組んでいただきたいと思います。これは意見でも結構ですが何かそちらから言葉があれば頂きたいと思います。

- 下田教育長 ありがとうございます。まさに今言ったことができなければこれは本当に我々が描いたただの紙になってしまいます。私自身も現場の中から湧き上がってくることを、そして風土が変わっていくことを私たち自身が支えてサポートしていくということで、今そういう進め方以外に本当に変わっていくことはできないということが御指摘されたんだと思います。微力ですけれどもそこを目指すという考え方には私自身も変わりがありません。何とかたどり着けるようにしっかりと今の御意見を踏まえて前進できるように進めたいと思います。

- 大岩真善和委員長 いいですか。

- 佐藤祐文委員 結構です。

- 大岩真善和委員長 それでは、他に御発言。

- 井上さくら委員 すみません、資料請求を追加でさせてもらいたいのですが、先ほど柏原議員の発言の中で、市長や教育長にこの事態がどういうふうに情報共有されたのかという指摘がありました。これは私の事前の接触の中で少なくともこの2件に関しては、教育長、市長にどの時点でどういうふうな形で情報共有したのか資料を下さいと言ってきたのだけれども結局この時点でもらえていません。口頭でやりましたという話はあるのですけれども全部口頭なのかと、こういうケースが。だからやはり口頭では結局言った言わないになるか分からぬけれども、やっぱりちゃんと公文書は残すべきだと思うのですよ。だからこの2件に関して文書で情報共有がされているのか、されていないのか。またそれは1つのルールというのがあるのか、それは文書で頂きたい。ないならないということになっちゃうのかもしれません。
- 大岩真善和委員長 先ほど口頭でこういう形でされたという説明はたしかあったと思うのですけれども、井上委員の御意見だと文書として出していただきたいということなのでしょうか。
- 井上さくら委員 文書でやっていないのかどうかというところははっきりしてないということです。口頭で連絡しましたとか、第一報としてはそれはそうかとは思いますよ。
- 田中教育政策統括部長 市長への報告あるいは教育長との共有という観点だと思いますけれども、基本的に迅速に共有すべきもの、あるいはその指示を受けるべきものについては口頭、学校と特に距離が離れているようなケースでは電話等で行っているケースもございます。文書があるかどうかというのは現時点で手元にございませんが、仮にこうした行政文書を作成している場合は公文書の存在がございますが、現時点でそれがあるかどうかというのは確認しないと分からぬ状況です。
- 井上さくら委員 分からないということが不思議なんだけど、じゃあ、確認してもらってあるんだったらそれを資料で下さい。
- 大岩真善和委員長 よろしいですか。それでは、ただいま井上委員より資料要求がございましたが、本件につきましては委員会として資料要求することに御異議ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 大岩真善和委員長 御異議ないものと認めさよう取扱いをさせていただきます。それでは資料は作成でき次第、各委員にお届けするようにお願いいたします。

質疑を続行いたします。

よろしいですか。それでは、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめたいと思います。

以上で教育委員会関係の議題は終了いたしました。



◎ 閉会宣言

- 大岩真善和委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 午後3時52分